

第90回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第7号 平成30年度(第21期)株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 第68号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第69号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第70号議案 神河町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件
- 第71号議案 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 第72号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第73号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第74号議案 神河町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第75号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第76号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第77号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第78号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第79号議案 公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第80号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 第81号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算(第2号)
- 第82号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 第83号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第84号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第85号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第86号議案 令和元年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第87号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 第88号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 第89号議案 令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算(第1号)
- 第90号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第91号議案 平成30年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件

- 第 9 2 号議案 平成 3 0 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 3 号議案 平成 3 0 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 4 号議案 平成 3 0 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 5 号議案 平成 3 0 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 6 号議案 平成 3 0 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 7 号議案 平成 3 0 年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 8 号議案 平成 3 0 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 9 号議案 平成 3 0 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 1 0 0 号議案 平成 3 0 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 1 0 1 号議案 平成 3 0 年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第 1 0 2 号議案 平成 3 0 年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第 1 0 3 号議案 平成 3 0 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

神河町告示第118号

第90回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年 8月23日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和元年 9月 3日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

廣 納 良 幸

三 谷 克 巳

澤 田 俊 一

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

藤 原 日 順

安 部 重 助

○応招しなかった議員

松 山 陽 子

令和元年 第90回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和元年9月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和元年9月3日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第7号 平成30年度（第21期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第6 第68号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- 日程第7 第69号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第8 第70号議案 神河町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件
- 日程第9 第71号議案 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第72号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第73号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第74号議案 神河町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第75号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第76号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第77号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第78号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第79号議案 公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第80号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第17 第81号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 第82号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第83号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第84号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

2号)

- 日程第21 第85号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 第86号議案 令和元年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 第87号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 第88号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 第89号議案 令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 第90号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 第91号議案 平成30年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第92号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第93号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第94号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第95号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第96号議案 平成30年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第97号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第98号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第99号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第100号議案 平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第101号議案 平成30年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第102号議案 平成30年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第103号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第7号 平成30年度（第21期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第6 第68号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

- 日程第7 第69号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第8 第70号議案 神河町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件
- 日程第9 第71号議案 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第72号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第73号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第74号議案 神河町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第75号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第76号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第77号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第78号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第79号議案 公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第80号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第17 第81号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 第82号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第83号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第84号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第85号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 第86号議案 令和元年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 第87号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 第88号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 第89号議案 令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 第90号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（11名）

1番 廣 納 良 幸

8番 藤 森 正 晴

2番 三 谷 克 巳

9番 藤 原 裕 和

3番 澤 田 俊 一

10番 栗 原 廣 哉

4番 小寺 俊輔
5番 吉岡 嘉宏
6番 小島 義次

11番 藤原 日順
12番 安部 重助

欠席議員（1名）

7番 松山 陽子

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田 英之 主事 山名 雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名 宗悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事	
副町長	前田 義人 真弓 憲吾	
教育長	入江 多喜夫	建設課長	野崎 直規
総務課長	日和 哲朗	地籍課長	藤田 晋作
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長	真弓 俊英
.....	児島 修二	健康福祉課長	桐月 俊彦
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	岡部 成幸	保西 瞳
税務課長兼滞納整理特命参事		会計管理者兼会計課長	
.....	和田 正治	山本 哲也
住民生活課長	高木 浩	病院事務長	藤原 秀明
住民生活課参事兼防災特命参事		病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事	
.....	平岡 民雄	藤原 広行
地域振興課長	多田 守	教育課長兼給食センター所長	
地域振興課参事兼商工観光特命参事		藤原 美樹
.....	小林 英和	教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長	
ひと・まち・みらい課長		高橋 宏安
.....	藤原 登志幸	代表監査委員	清瀬 茂生

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに第90回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行

部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

地球温暖化のせいか気温の上昇が平年を上回り、今夏も大変厳しい暑さになりました。その厳しかった夏もようやく落ちつき始め、朝晩、秋の兆しを感じる季節になりました。稲穂も色づき、収穫の時期を迎えております。この時期、毎年のごとく大きな災害が発生しています。九州北部を初め、各地で豪雨による甚大な災害が発生しており、多くの方が多大の被害を受けておられます。ここに、皆様方とともに謹んでお見舞いを申し上げます。これからも引き続き秋雨前線の影響や、台風による大雨などの災害が予想されます。早目の対応によりその被害を未然に防止し、最小限に抑えられるよう努めなければなりません。外交においても、歴史的課題、経済摩擦等に端を発し、安全保障の問題にまで発展、各国に深刻な影響を及ぼしている中、先日、明るいニュースが報道されました。視力をほぼ失った患者に対して、人工多能性幹細胞（iPS細胞）を用いて視力回復に大きく前進したとの発表でございました。これまでの実験でもiPS細胞を用いていような障害が改善される研究も発表されており、今後、多くの方が救われるようになればと心強く感じられたところであります。

さて、今次定例会に町長から提出されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、行政報告、条例の制定及び一部改正、工事請負契約締結事項の変更、補正予算、平成30年度神河町一般会計、特別会計、企業会計の決算認定等38件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。

議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会の開会に当たりまして、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

例年より遅い梅雨明けとなりました今夏、連日蒸し暑い日が日本列島を襲いましたが、お盆も過ぎますとトンボが飛び回り、稲穂も垂れ下がり、実りの秋が感じ取れるようになりました。一方で、線状降水帯の活発な雨雲の発生により、九州佐賀県を中心に豪雨災害が発生をするなど、毎年、必ずこの時期に豪雨災害が発生しています。ここに、被災者に対し心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心から望むものでございます。

町といたしましては、これからは本格的な台風シーズンと同時に、予報では台風の多数発生が言われていますので、行政として最新の情報収集に努めてまいり所存であります。

さて、8月には、令和初、第14回かみかわ夏まつりが神崎保育園の鼓隊パレードから始まって、太鼓演奏など各種ステージイベント、夜店もにぎわいを見せる中、炭坑節

の総踊りで会場を盛り上げて、体に響く、夜空に1,000発の花火が夜空を飾り、会場を埋め尽くした7,000人の大歓声のもと、真夏の大イベントの幕が閉じました。改めて、夏まつりを支えていただきました全ての皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、来年も町民の皆様々に愛されて、子供たちの記憶に残る夏祭りを目指していきたいと考えています。花火基金は目標の2,500口を超える2,579口となりました。重ねて感謝申し上げます。

また、6日から7日にかけて西播磨市町長会主催で兵庫県選出国會議員や各省庁への要望活動を行ってきました。地域要望は、その地域で安全で安心して生活できる礎であることを改めて訴えさせていただき、引き続き、あらゆる機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

そのほか、22日より25日の日程で、ことしも公立神崎総合病院において、大阪医科大学地域総合医療事業として、神崎高校、姫路西高校、東京広尾学園高校、大阪高槻高校、そして大阪医科大学からの学生12名が参加のもと、5回目となります高校生と医学生の地域医療体験研修プログラムが開催されました。訪問介護や訪問リハビリ実習では、実際に患者様の自宅に出向き、患者様や御家族の方から直接話を聞く機会や、神河町の地域医療を守る会の皆様との座談会など、中山間地域の病院の現状や課題、地域医療ボランティアについて学びを深めてまいりました。この4日間の体験を通じた実践発表では、高校生たちから今回の研修プログラムに参加して、将来に向けた医療従事者としての心構えができたなどの発表を聞かせていただき、この取り組みの効果が非常に大きいことを再認識いたしました。

また、参加者の宿泊先として4戸の町民の方々にも大変お世話になりました。この民泊により参加者のきずなをより深め、あわせて神河町を知っていただくよい機会となっていますので、協力いただきながら来年も継続していきたいと考えています。

9月に入りましてからは、美術展、かみかわ木造インターンシップ、中学校の体育大会や幼稚園、小学校の合同運動大会、道の駅のイベント、かみかわ銀の馬車道まつりや砥峰高原観月会など、多くのイベントが満載であります。神河町の魅力にさらに磨きをかけていきたいと考えておりますので、ぜひ御参加をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、本日は第90回神河町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員皆様の御出席を賜り議会が開催されますこと、厚くお礼申し上げます。

今定例会には、報告2件、条例制定、改正12件、契約変更1件、令和元年度補正予算10件、平成30年度各会計の決算認定13件の合わせて38件でございます。

議員各位には慎重審議いただき、御承認、可決賜りますよう衷心よりお願ひを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時08分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達してお

りますので、第90回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、松山陽子議員におかれましては、病気療養中のため欠席届が出ておりますので、御了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

4番、小寺俊輔議員、5番、吉岡嘉宏議員、以上2名を指名します。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

廣納良幸議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（廣納 良幸君） おはようございます。議会運営委員会の廣納でございます。去る8月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から9月27日までの25日間と決しております。町長から提出されます議案は、報告2件、条例の制定及び一部改正12件、工事請負契約締結事項の変更の件1件、補正予算10件、神河町一般会計、特別会計、企業会計の決算認定13件の計38件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目とあすの第2日目は提案説明の後に質疑を行い、報告第7号、第8号並びに第68号議案から第75号議案及び第79号議案については、表決をお願いすることとしております。

第76号議案から第78号議案及び第81号議案については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることとしております。

第80号議案の工事請負契約締結事項の変更の件及び第82号議案から第90号議案の特別会計、企業会計補正予算は、第6日目の最終日採決としております。

第91号議案から第103号議案の各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後に、清瀬代表監査委員から平成30年度各会計決算について審査の結果を報告していただきます。決算認定に伴う質疑は第3日目と第4日目に行い、設置します決算特別委員会に審査を付託することとしております。

なお、決算特別委員会委員は、議会運営基準第120条の規定により、議長と監査委員を除く10名を選任することとしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを8月23日の午後3

時とし、通告があった2名の議員により本会議第5日目の18日に行います。

27日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長をお願いしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの25日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの25日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いいたします。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） おはようございます。

それでは、閉会中におきます総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。

8月19日に委員会を開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容について報告をさせていただきます。

最初に、教育委員会ですが、越知谷小学校・幼稚園は統合により閉校になりますが、その閉校式が来年の3月29日に行われる予定でございます。

次に、長谷幼稚園ですが、元年度は入園者がいないので休園をしていますが、2年度以降は3名以上の入園希望があれば開園をすることとさせていただきます。この件について、1名だけしか入園しないが、開園希望があればどうするのかという問いがございまして、これに対して、教育委員会に諮って原則3名という基準を設けました。1名での協議も

しましたが、1名では社会性が育まれないということで、1名、もしくは2名の場合は保育所、または寺前幼稚園にあっせんすることを考えているとの答弁でございました。

次に、幼児教育・保育の無償化ですが、10月1日より実施をされます。これは3歳から5歳児、また、0歳から2歳児の住民税所得割課税額の非課税世帯が無償化の対象になります。また、幼稚園の預かり保育についても無償化の対象になります。一方、給食費は、原則実費徴収になります。今回の無償化に対する町の方針は、幼稚園、保育所の3歳児から5歳児の保育料が原則無償化になるので、幼稚園の午後の預かり保育料も無償化し、給食費についても幼稚園と保育所の保護者負担額が同額になるように条例等の整備を図っていくとのこととございます。ただし、幼稚園の預かり保育につきましては、就労等により保育の必要性が認定される場合のみ無償化の対象とし、対象にならない場合は、現行の第2子半額、第3子無料の措置も経過措置として令和元年度末まで継続をしますが、2年度からはこの措置がなくなります。

それから、幼稚園、保育所の3歳から5歳児の給食は、主食費は保護者負担、副食費は住民税課税額が7万7,101円未満の世帯は無償になりますが、それ以外の世帯は保護者負担になります。現在、幼稚園は給食費として3,530円、主食費が800円、副食費が2,730円を徴収していますが、給食費の保護者負担を同額とするため、保育所の副食費、国の基準では4,500円ですが、この負担額の差額を町独自施策として、補助金として保育所に交付するとのこととございます。また、0歳から2歳児の主食費、副食費はともに保育料に含まれております。

次、幼稚園の預かり保育のおやつ代は、保育所のおやつ代が保育料に含まれているので、町独自の施策として無償にします。

また、学童保育も保育料を徴収していますが、利用者が6歳以上なので、今回の無償化の対象外との説明でございました。

次に、病児・病後児保育の取り組みですが、神崎郡3町で共同実施することの検討もなされております。計画の概要は、受け入れ幼児の定員は2名、体制としては保育士1名、それから看護師1名を予定しているとのこととございました。

次に、福本堂屋敷でございますが、本年度も発掘調査を予定しておりまして、隣接する竹やぶを伐採して、全体の測量調査を行います。調査時期は9月21日から28日を予定しているとのこととございます。

次に、ワールドマスタースゲームズでございますが、来年5月に関西一円を会場として開催をされます。神河町はオリエンテーリング競技の開催地となりまして、5月28日か29日に峰山高原で決勝が行われます。今回は、世界マスタースオリエンテーリング選手権も兼ねておりまして、1,500人以上の参加者を見込んでいるとのこととございました。

次に、地域交流センターですが、短期山村留学事業を夏休み中の7月と8月に日帰りで2回実施しましたが、早々と定員の20名が埋まるという人気ぶりでもございました。

また、その中で、町内在住者の申し込みも参加傾向にあるとのことでもございました。しかし、越知谷小学校の統合に伴い、町としましても今年度末での廃止、閉園もやむを得ないと考えているとのことでもございます。

次に、公民館の関係ですが、芸能発表会が11月3日にグリンデルホールで、また、作品展が11月8日から10日まで神崎体育センターで開催されます。また、第14回美術展が9月6日から8日までの間、神崎体育センターで開催をされます。

次に、学校給食でございますが、地場産野菜の消費拡大を目指していますが、本年度は天候等により出荷が大きく減少したため、地場産野菜が主要野菜に占める割合が、昨年度は33.4%でございましたが、今年度は20.9%に下がっているとのことでもございます。また、異物混入の件数は4月から7月の間で2件ありましたが、昨年より減少しております。

次、外国語教育の推進事業で、令和2年度から英語が小学校でも教科化されますので、その取り組みの進捗状況についての質疑がございまして、英語活動は従来からやっております、教科書を見ますと、昨年度の英語活動と大きく変わっていないとのことでもございました。また、教育委員会としても、ALTと教師の体制で進めていきたいという考えで、先生方の研修を充実させることと、県からの小学校の英語職員の加配もあるので、そういったところの取り組みを進めているとの回答でもございました。県教委の英語職員の加配については、神河町も既に申請をしているとの答弁でもございました。

次に、来年6月に神河町で開催をされる全国愛瓢会総会の日程については、まだ確定をしておりますが、日程の第1希望を来年の6月11日と12日、第2希望を4日と5日にしているとのことでもございました。11月末に宮内庁と協議をします。また、宮内庁から現地視察等も来られるので、確定するのは1月末ごろになるであろうということでもございます。そして、その中で、展示会をグリーンエコーの体育館で考えていたが、ちょっと厳しい面があるので、越知谷小学校を活用できないかということも検討しているとのことでもございました。

以上で教育委員会を終わらしまして、次に税務課ですが、税の徴収率の前年度比較では、国民健康保険税、介護保険税は下がっていますが、税全体では0.3%ふえています。

次に、滞納整理対策委員会の取り組み状況でございますが、滞納の繰越未収額、件数とも減少傾向にあります。滞納整理のための支払い督促の申し立て等は継続して行い、また、少額訴訟の申し立てにも取り組んでいくとのことでもございました。

次に、会計課でございます。7月末の現金等保管総額は56億4,657万8,397円で、31日現在で一時借入金はありません。一方、一時預貯金は9億円となっているところでございます。

最後に、総務課ですが、健康増進法の改正により役場敷地内は禁煙となりましたが、喫煙箇所を確保した場合は可能となりますので、来客用喫煙箇所は本庁舎、支庁舎ともに1カ所設置し、あわせて職員の喫煙スペースも確保するとのことでもございました。場

所は、本庁舎裏の駐車場の一番東側 2 区画に既設のカーポートを移設して、特定屋外喫煙所にするとのことをごさいます。

次に、ふるさと納税でございすが、7 月末現在の実績は 2 9 6 件で、2 8 6 万 5, 0 0 0 円となっております。また、ふるさと納税の返礼品に関して、県の地域資源認定によりまして、但馬牛・神戸ビーフと兵庫県産米を使った兵庫の清酒も神河町の返礼品にする予定とのことをごさいます。

次に、プレミアム商品券事業でございすが、商品券の対象者、これは平成 3 1 年 1 月 1 日現在で神河町に住民票のある者で、住民税の非課税者及び令和元年 9 月 3 0 日までに出生した 3 歳未満者が対象になりますが、この対象者に対しまして 8 月に申請書を発送をいたしてあります。9 月に申請者へ総務課から購入引きかえ券の発送を行います。そして、この購入引きかえ券での商品券の購入は、町内の 4 郵便局ですることができて、1 0 月から商品券を使用することができるとの説明でございしました。

次に、会計年度任用職員制度でございすが、職員を対象に移行に係る説明会を開催してあります。その説明会の際の資料として、会計年度任用職員制度移行説明会次第ですが、この資料の配付を受けとります。この資料には、会計年度任用職員制度における勤務時間、給与関係、休暇制度、人事評価に関しての神河町の考え方がまとめられています。

次に、部落差別の解消の推進に関する条例の制定ですが、1 2 月議会に提案予定で事務を進めているとのことをごさいました。

次に、町有のマイクロバスですが、2 台のうち 1 台を廃車しています。今後、2 台の使用が必要な場合には、神姫グリーンバス株式会社の車両の配車を行うとのことをごさいました。

次に、ケーブルテレビで台風時などの雨量と河川の水位の状況が放送できないか、また、他町では河川などの現状を映しているカメラをケーブルテレビで流して、リアルタイムな画像が流せる仕組みがあるので、このようなことに関して積極的に取り組んでもらいたいとの質疑がございしました。これに対して、ケーブルテレビの 1 1 チャンネルの中には、1 1 の 1 と 1 1 の 2 というチャンネルがありまして、1 1 の 2 は 2 4 時間、文字放送を流しています。水防指令 3 号という状況になってきますと、ケーブルテレビではすぐに河川の水位とか雨量の情報が流れる仕組みになっていますが、今回の台風 1 0 号では雨量も水位も警戒レベルではなかったもので、メインチャンネルの 1 1 の 1 で流すところまではいかなかったとのことをごさいます。これまでは水防の面からルール化をしてきましたが、災害警戒本部が立ち上がった段階で、どのようにするかをルール化しておくべきだったと思ったとのことをごさいまして、今後も調整をしていきたいとのことをごさいました。

次に、公衆無線 LAN の設置ですが、越知谷小学校かアクティブセンター、もしくは神河中学校、神崎小学校、寺前小学校、旧南小田小学校、避難所になるわけですが、に

設置の計画をしております。これは災害発生時用で、避難された方のWi-Fiの利用を主目的としたものであるとのことをごさいました。

以上、大まかなもののみ報告をさせていただきましたが、これ以外の事項や質疑応答の内容はお手元の配付しております報告書にまとめておりますので、後ほどごらんください。以上で委員会報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いします。

小島義次民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） それでは、民生福祉常任委員会の開催の結果で主なものを報告いたします。開催日は令和元年8月9日に開かれました。閉会中の継続調査事件についての項目です。

その結果報告ですが、まず、公立神崎総合病院関係につきまして、令和元年6月末執行状況では、病院事業として最近は80数%の病床利用率である。工事についても7月末で83%の進捗である。6月末現在で入院患者数は9,043人、外来患者数2万4,612人、休日夜間患者数は932人、大畑診療所は25人となっています。病院事業収益としましては8億7,398万1,101円、病院事業費用としまして7億6,581万5,485円、純利益は1億816万5,616円となっています。また、2件の公用車事故報告がありました。これについては、双方の示談が成立した時点で議会にも報告をするとのことです。この件について、次の質疑応答がありました。

病床利用率が80%を超えているその原因、細かい内容分析をという問いに対しまして、今まで急性期の病棟が2病棟と地域包括ケア病棟が1病棟だったものを、地域包括ケア病棟を2つにして、今、運用をしている。地域包括ケアは今のところ単価が高く、国の政策でもあるので、入院患者数もふえて単価がそれほど落ちていないという状況であるとの回答でした。

次に、訪問看護事業としましては、6月末合計で、訪問看護ステーション利用者は523人、収入は4,639万7,459円、支出は3,097万9,127円、差し引きは1,541万8,332円となっています。介護療育支援事業として、6月末現在で、収入は3,207万6,352円、支出は1,442万4,291円、差し引きは1,765万2,061円となっています。

次に、提出議案の説明がありました。公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部改正についてと、神河町介護療育支援事業特別会計補正予算と、神河町訪問看護事業特別会計補正予算についてのところです。

次、重要事項の取り組み状況については、新公立病院改革プランの取り組み状況について、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割と、経営形態の見直しについて、これは検討委員会の設置を予定しているとのことです。この件について次の質疑応答がありました。

一昨年ほど前に病院の経営状態とか運営状況を外部に委託して調査をしてもらった結

果、それなりの評価をされたと聞いているが、それらをどういうふうに生かされているのかお聞きしたいという問いに対しまして、今年度、診療報酬で取れていない部分がないとか、全国の自治体病院と比較して、この部分が劣っているという部分を調べ、その辺を調査し、医師に指示をしてほしいということでもふやしているとの回答でした。

次に、公立病院のネットワーク化に係る計画の取り組み状況ですが、公立宍粟総合病院との連携については、事務長会、各連携会議を継続し情報交換をしているとのことです。姫路聖マリア病院との連携については、産婦人科の分娩の連携、医療安全対策の連携、そして加西市民病院も含めた定期的な会議により、姫路聖マリア病院から提案のあった薬剤・材料等の共同購入、医師、看護師、医療従事者の共同研修、医師の総合派遣、診療の分担などについて検討をしているとのことです。健全経営に向けた取り組み状況については、皮膚科、泌尿器科ともに患者数がふえているとのことです。また、施設基準の取得については、栄養食事指導料、これは医師の指示で、患者サポート体制充実加算については6月から算定をしているとのことです。

次に、健康福祉課関係です。

重要事業の目標につきましては、障害福祉施設整備に向けた取り組みとして、いづみ福祉会グループホーム、これは男子棟、女子棟各7名で、将来男女各2名のショートステイの実施と、その建設予定があります。建設計画でJKAからの補助金がついた後、国・県の補助金の内示があり、本年度中に工事の完成をし、来年の4月にオープン予定とのことです。ゆめ花館の運営と生活介護を中心とした集いの場の建設、これは支庁舎南の町民広場に予定されてるとのことです。この件について、次の質疑応答がありました。

病院北館の集いの場ですが、町としてあの場をどう活用したいのかというところを再度お聞きしたいという質疑に対しまして、基本的な部分というのは、認知症カフェというところがあり、障害のある方が喫茶店をやっているというふうな使い方ができないかという計画を持っているとの回答でした。

また、生活支援協議体の話ですが、本当にどうあってほしいのか、住民の方々の安全・安心・助け合いという部分で協議体が必要ですよということの趣旨説明をされるのかという問いに対しまして、介護予防や健康づくりという話が介護保険の制度によってできている協議体ですけれども、防災の関係、地域おこし、まちづくりという話もさせていただきながら、何とか形をつくっていただきたいとの回答でした。

閉会中の継続調査の報告ですが、在宅医療・介護連携推進協議会の開催は9月26日の予定です。

在宅医療・介護推進協議会、認知症ケア推進会議、多職種連携研修会、医療介護連携部会を開催しています。そして、生活支援協議体設立へ向けて取り組んでいます。その中で、長谷ブロック情報交換会を8月28日に実施しましたとのことです。

さらに、民生委員の推薦委員会、これが8月16日に終わっております。

次に、食育及び健康増進事業の取り組み状況についてですけれども、町ぐるみ健診の実施は2,297名であり、昨年より284名の増加がありました。町ぐるみ健診事後指導の実施ですが、寺前地域で238名、大畑地域で47名、講話に23名の参加がありましたということです。また、婦人セット健診の実施として、7月に計117名の受診がありましたなどの報告がありました。この件について、次の質疑応答がありました。

受診率が高くなっているというようなことだが、それをどのように思われているかとの質疑に対しまして、国民健康保険の方に関しての受診率である。県下の中でも3位ぐらいですごく受診率が上がっているような状況だが、社会保険の方の把握は難しいとの回答でした。

さらに、民生委員に余りにも負担や責任がかかり過ぎている。福祉に関するニーズはどんどん今からふえていく。地域の課題を協議体の中で解決していきましょうというのが本来の姿であり、民生委員に偏っている部分はないかというような検証も含めてやってほしいとの質問に対しまして、民生委員会のほうで、どのような仕事を持っているかという一覧表的なものをつくり、地域でよりよい方向に進めていけるような機会づくりをしたいとの回答でした。

その他の事業としまして、神崎支庁舎の空調更新工事は、設計監理業務は松本建築設計事務所と契約をしておりますとのことです。

条例改正として、神河町災害弔慰金の支給に関する条例、そして、神河町手数料条例の改正が上げられます。

最後に、住民生活課関係です。

中播北部行政事務組合であります次期ごみ処理施設計画については、令和元年6月3日に中播北部行政事務組合全員協議会で候補地決定報告があり、今後は候補地、隣接区、周辺施設への説明会を随時実施していくとのことでした。この件について次の質疑応答がありました。

広域行政ごみ処理施設の関係で、その説明会の中身で問題点みたいなものがあれば教えていただきたいという問いに対しまして、正式に建設用地と決定するまでは、候補地に決定させていただいた区やその周辺の区、あるいは施設の同意を得てから用地の決定をするということで、あくまでも候補地が決定したということですとの回答でした。

次に、防災（無線）・防犯対策の取り組み状況についてですが、防災無線関係については、本年度に入ってから受信のふぐあいは平均月に十二、三件程度の発生だったということです。防災の取り組みについては、地区防災計画の作成、これは住民のアンケートをもとに地区防災計画マニュアルを作成していくとのことです。この件について次の質疑応答がありました。

防災無線のふぐあいで全40区にアンケートをとっていただいて、放送にふぐあいがあるという確認をとってほしいとの問いに対しまして、あるいはふぐあいがいない方も提出していただくという形で全戸に集めていただきたいという問いに対しまして、ふぐあ

いのある家もない家も一度しっかり確認していただくということで調査をしたいと思えますとの回答でした。

また、有事のための防災無線ですから、より確実性の高い措置を講じていきたいと思えますとの回答もありました。

さらに、地区防災計画の策定ということでアンケート調査を行って、地区防災計画のマニュアルの作成に反映していきまると、マニュアルの作成はいつごろまでに行われまつかという質疑に対しまして、アンケートをことしの11月の防災訓練に合わせて取り組みたい。遅くとも今年度中には一定のマニュアルを仕上げたいと考えているとの回答でした。

次に、町営住宅の管理運営については、新野駅前団地に2戸、中村団地に1戸の空きがあり募集しているとのこと。この件について次の問いがありました。

町営住宅の空きぐあい、新野と中村は若者向けだと思うが、そこを出る原因はという問いに対しまして、5月1日においては、ほとんどが消費税が上がる前の駆け込みの新築でしたとの回答でした。

次に、特定空き家対策の推進状況についてですが、今後は、危険空き家等除却費支援事業補助金交付要綱の制定に向けて、11月の民生福祉常任委員会で報告するとのこと。

国民健康保険の取り組みについては、平成30年度医療費の推移として、医療費給付費は現時点で平均値で推移しているとのことでした。

カーボン・マネジメント事業の進捗状況についてですが、8月2日に神崎フード空調設備等更新工事、これは寺前設備工業が1,300万円で落札しておりますとのこと。

その他、規則改正については、し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例施行規則の一部改正、あるいは消防団員等公務災害補償条例9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正があります。そして、犯罪被害者支援条例については、郡内足並みをそろえて制定をする方向で進めているとのことでした。この件について次の質疑応答がありました。

し尿くみ取りの手数料の規則変更で、消費税の増税前に買われた券を使おうと思えば、残りの2%分を払ってという説明だったと思うが、本来、消費税というのは、消費者の方が買われた時点での税金を納めるものだと思うがとの質疑に対しまして、家の方と業者の間で現金を動かすことを避けるために券ということにしている。消費税はくみ取りを実際に行ったときに発生するという理解をしているとの回答でした。

以上、主なものを朗読いたしましたけれども、ほかのことについてはお手元の資料をごらんください。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

藤森正晴産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。閉会中の産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は令和元年8月の7日に行いました。

まず、ひと・まち・みらい課所管であります。

貸し工場整備事業については、進入路沿いの支障のある関電柱7柱と一支線の移設や立木の伐採などを行い、残土はスキー場のコース整備改良工事に使用する予定であります。

次に、アグリイノベーション事業に関して、特産物などが先行きが不透明である。補助金の関係もあるが、方向性はどうなっているのかという意見が出ました。それに対し、地方創生推進交付金で補助が出ているが、法人の収益活動には一切使っていない。アドバイザー経費に充当しており、資材等は事業者が負担をしている。ニンジンジュース工場の建設に向けて検討などの全体的な計画を策定しており、一定年数のうちに進められていく事業にできると見込んで進めているとのことであります。

次に、コミュニティバスのバス停の増や運行時間の見直しなどの声が出ています。バス停の増設は可能であるが、距離によって基準があるのと、ルート上の運行時間にも影響してくる。現状の課題と利用者ニーズの対応、財政面も踏まえて将来を見据えた交通体系の再検討をしていくとのことであります。

次に、地域振興課、農林業係であります。

危険木伐採について、11集落から24カ所出ています。予算的に一度に実施するのは無理である。査定には20項目あり、危険度の高いところから順次進めていく予定であるとのことであります。

次に、猿の被害が多く出ています。現在AからD群に分かれています。監視員さんや猟友会によって威嚇射撃をしてもらっていますが、経費的にも多くかかることから、協議しながら進めていきたいとのことであります。

次に、商工観光係であります。

令和元年の入り込み客数状況は前年度より増加しています。30年度各施設の決算報告の収支については、ほとんどのところが赤字決算となっている。今後のモニタリングにおいて、収支状況などのヒアリングを行う予定をしているとのことであります。

次に、モンテ・ローザのワンちゃん・プランについては、3部屋を犬と同伴して入れるように設けている。予防接種を受けているか、小型犬であるかという申請を必ずいただいております。レストランには入れませんが、犬と一緒に入れる部屋ということで需要が高く、好調であります。また、2階には入れなくて、においや毛が残らないようにしているとのことであります。

次に、建設課所管であります。

水走り中河原線は用地買収が終わり、予算に応じて進めていくが、来年度に全区間完成するかは未定であります。次に、県道の除草作業は、クリーン作戦までにと再三お願

いをしているができておりません。また、のり面は1メートル、道路面より上は1.5メートルの基準があるが、状況によっては考慮するように県土木事務所に要請するように申し入れております。

次に、委員会は以上でございますけれど、視察等がありました。7月1日、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会があり、比延地内の歩道設置工事は令和3年度に、また市川町沢地内の第二サルカク踏切拡幅改良工事においては、令和2年度中に完了の予定と聞いております。

次に、7月16日に福崎町・市川町・神河町3町による市川右岸広域道路整備促進期成同盟会が発足しました。目的は、国道312号線に並行して市川右岸を通る道路などの整備促進活動を行うものであります。

次に、上下水道課所管であります。

下水道統廃合では、市川町の隣接区と7月23日に覚書を交わしました。大河内浄化センターと南小田処理区の連結を進めていく予定であります。地元説明などもあり時間がかかるかもしれないとのことあります。

次に、井戸水などの使用届に出されておることについての多くの質疑がありました。主な質疑を報告します。まず、何の説明もなしに各戸に調査票が配布され、区長に提出してくださいということだが、軒数の多い区での集計は困難である。どのように考えているのかという質疑がありました。これに対して、区長様にはお手数ですが、隣保単位で集約していただくようお願いしていたのですが、説明不足で申しわけなく思っている。今後は気をつけていきたいとのことあります。

次の質疑であります。全戸回収のチェックは区長がするのかという問いに対し、各隣保名簿をお持ちなのと思ったのですが、最終的には上下水道課でしていくとの予定であるとのことあります。

次の質疑であります。発送の早い遅いがあったのはなぜかということあります。これに対して、発送は一括で出したが、数が多いため郵便局で分割の配達となった。また、名前シールなどの準備の手間や名義確認のチェックに時間がかかったとのことあります。

次に、地籍課所管であります。

地籍調査は順調に進捗しています。ことしは蜂が多く、刺されたらすぐ病院へ行くことを徹底して、注意しながら作業を進めていくとのことあります。

以上が、産業建設常任委員会の報告であります。終わります。

○議長（安部 重助君） それでは、私のほうから、9月定例会以降、閉会中の重立った事項を報告いたします。

6月27日、神河町社会福祉協議会第46回評議員会が開催され、澤田俊一民生福祉常任委員に出席していただいております。

7月1日、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会が神河町役場で開かれ、藤森

正晴産業建設常任委員長ほか委員全員と私が出席しております。議事は、平成30年度の事業報告並びに会計決算、令和元年度の事業計画並びに予算及び令和元年度役員改選についてで、いずれも原案のとおり認定、了承しました。

7月4日、西播磨市町議長会第1回総会が姫路で開催され、私が出席しています。議事は、平成30年度の事業報告並びに会計決算、令和元年度の事業計画並びに予算についてで、いずれも原案のとおり認定、可決しております。

同じく4日に神崎郡議長会が開かれ、私が出席しております。令和元年度町村議会議長会全国大会、神崎郡町議会議員研究会等事業計画について協議しました。

7月5日、県町議会議長会臨時総会が神戸で開かれ、私が出席しています。議事は会長の補欠選任で、議員辞職に伴い会長を退任となった市川町津田前議長にかわり、新温泉町中井議長が新たに会長に選任されました。

同じく5日に、第187回県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開かれ、私が出席しています。議事は、平成30年度一般会計決算の認定、公務災害補償等に關する条例及び施行規則の一部改正、いずれも原案のとおり認定、可決しております。

引き続き、県町議会議長会評議員会議が開かれ、平成30年度決算の認定、令和元年度研修事業実施計画、令和2年度兵庫県政に対する要望について、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

7月8日、中播農業共済事務組合議会臨時会が開かれ、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件は農業共済条例の一部を改正する条例制定の件で、原案のとおり可決しております。

同じく8日に、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開かれ、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は監査委員の選任についてで、原案のとおり同意しました。

7月9日から10日、県監査委員協議会臨時総会及び研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員・小寺俊輔監査委員が出席されております。

7月11日、第69回「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会が市川町文化センターで開催され、私と各議員が出席しております。

同じく11日に、播磨地域道路関係5団体合同要望会が姫路で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長に出席していただいております。

7月16日、市川右岸広域道路整備促進期成同盟会設立総会が市川町保健福祉センターで開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

7月18日、全国過疎地域自立促進連盟兵庫県支部総会が神戸で開催され、私が出席しております。

7月24日、かみかわ夏まつり第2回運営委員会が開催され、私が出席しております。

7月25日、神河町商工会との意見交換会を大河内保健福祉センターで開き、全議員が出席しております。商工会長から「地域活性化に向けた議会と商工会のあるべき姿と

役割」について、私からは「議員定数」について基調講話を行い、2つのテーマについて3グループに分かれて意見交換をいたしました。

7月29日、神崎郡民主化推進連絡協議会定期総会が福崎町役場で開催され、私が出席しております。

7月30日、反核平和の火リレー自治体要請行動が役場本庁舎玄関前で行われ、藤原日順副議長に出席していただいております。

7月30日から31日、県町議会議長会臨時総会が神戸で開催され、私が出席しています。議事は、議長の異動に伴う副会長の補欠選任で、上郡町梅田議長が新しく副会長に選任されました。引き続き、議長研究会が開かれ、「災害とボランティア～支援する人を支援する社会を目指して～」と題して、神河町出身の高橋守雄ひょうごボランティアプラザ所長から講演を受けた後、第2部として「議員定数と報酬」の現状と課題について意見交換を行いました。

翌日は、阪神・淡路大震災記念、人と防災未来センターを視察しました。

8月1日、第54回神崎郡人権教育研究大会が中央公民館グリンデルホールと神河中学校で開催され、私が出席しております。

8月2日、第20回アジア太平洋フォーラム・淡路会議が、「21世紀のアジア太平洋社会の展望」をテーマに淡路夢舞台国際会議場で開催され、私が出席しております。

8月3日、第14回かみかわ夏まつりの準備作業に、吉岡嘉宏議員、小島義次議員と私が出役しております。

8月4日、第3回神河町文化財保存活用地域計画作成協議会が開催され、澤田俊一総務文教常任副委員長に出席していただいております。

8月5日、三重県四日市市議会から、選挙における移動支援について行政視察に来町されています。議会からは三谷克巳総務文教常任委員長と小島義次民生福祉常任委員長が、選挙管理委員会からは竹國洋子委員長を初め4名の委員の方々に、行政からは総務課長と担当職員に対応をしていただきました。

8月25日、大阪医科大学との連携事業として、8月22日から4日間の日程で実施された地域医療体験研修の発表会が公立神崎総合病院で開催され、澤田俊一議員、栗原廣哉議員と私が出席しております。

8月27日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開かれ、小島義次民生福祉常任委員長に出席していただいております。

8月28日、第2回地方行政課題研究会が神戸で開催され、藤原日順副議長、栗原廣哉議員と私が出席しております。「地方財政とストックマネジメントの課題」と題して、立教大学大学院経済学研究科教授、関口智氏から講演を受けております。

8月29日、全日本愛瓢会兵庫県神河町大会の第2回実行委員会が開催され、私が出席しております。

9月1日、兵庫県・播磨広域合同防災訓練がたつの市で開催され、私が出席しており

ます。

会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので、御了承を願います。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月11日に第60号を発行し、7月25日に各区長様に配布しております。

以上で、閉会中の重立った事項について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時20分といたします。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第7号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第7号、平成30年度（第21期）株式会社神崎フード経営状況報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第7号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成30年度（第21期）株式会社神崎フードの経営状況報告の件で、地方自治法243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

さて、第21期の経営状況ですが、売上高が14億2,763万円となり、前年度が13億6,992万円でしたので、前年度対比で104%、5,771万円の増額、税引き後の純利益では1,118万円の黒字となり、前年度の406万円の黒字に引き続き、6期連続の黒字となりました。売り上げについては、道の駅の大黒茶屋で前年度の2,349万円から4,036万円となり、前年度対比で171.8%と伸びております。また、額は少ないですが、神河町観光協会との取引で529.9%と大きく伸びております。大口の取引先については、エスアールジャパンが91.0%となり、約2,357万円の売り上げが減少しました。一方、イオングループとの取引においては101.1%となり、658万円、マルアイにおいては118.4%、約5,000万円売り上げがふえました。そのほか、さとう、エコーブ近畿などで103.9%、781万円の増となりました。

次に、米の仕入れ価格については、1キロ当たり年間の平均金額で286.6円となりまして、前年度と比べて4.1円、一昨年度と比べて40.2円高くなっており、売り上げは伸びていますが、主となるお米の仕入れ価格の高騰が経営に大変大きく影響している状況でございます。さらに、令和元年度においても、米価の動向に注視しているところ

でございます。

今後は、工場の規模等を考慮し、一層の生産性の向上、神河町PRイベントでの販売促進を図り、平成30年度に新規取引を開始したダイエーへの売り上げ増を図りながら、さらなる新規取引先を開拓していきたいと考えています。

次に、雇用についてでございますが、町内の従業員数は昨年と比較し17人ふえて67人となり、雇用面でも貢献していると思っております。

以上が報告理由並びに内容でございます。詳細につきまして地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。それでは、報告第7号の内容につきまして御説明申し上げます。

6月5日に開催されました、第21期定期株主総会で承認されました株式会社神崎フードの決算報告書の詳細につきまして御報告いたします。表紙の次の2ページ目の平成31年3月31日現在の会社状況でございますが、(2)株主の状況及び(3)取締役及び監査役については昨年と変更ございません。(4)の従業員数は、役員、社員、パート合わせて102名で、昨年より22名ふえております。うち町民は65.69%となっております。なお、お盆、ゴールデンウィーク、年末年始、節分等の繁忙期にはアルバイトや派遣労働者を雇用して乗り切っております。

3ページには営業報告を記載しています。総売上金額が14億2,763万円で、前期と比べて5,707万円、4.2%の増額となりました。主な取引先の売り上げにつきましては、エスアールジャパンが2,357万円の減となりましたが、イオングループが658万円、マルアイが5,000万円の増となり、全体の売り上げの中ではこの3社で82.4%を占めております。また、イオングループのダイエー、その他のサンクックについては、21期で新たにふえた販売先であります。額は少ないですが、売り上げが伸びている取引先については、観光協会への売り上げが前年比529.9%と大きく伸びております。さらに大黒茶屋についても171.8%となり、道の駅効果がうかがえます。

次に、4ページの貸借対照表でございますが、左側の資産の部の合計欄のみを説明させていただきます。流動資産の合計で2億7,973万円となっております。金額の大きなものは、現金預金で1億721万円、売掛金で1億5,805万円、原材料等の棚卸資産で1,246万円、未収入金で259万円となっております。

次に、固定資産合計で4,935万円となっております。内訳は、建物、附属設備、工具、器具、備品等の有形固定資産で3,023万円、ソフトウェア等の無形固定資産で132万円、投資、有価証券等其他資産で1,779万円となっております。資産の部の合計で3億2,909万5,183円となっております。

次に、右側の負債の部で、買掛金、短期借入金等の流動負債で1億9,205万円とな

っておりまして、買掛金で1億2,350万円、1年以内返済長期借入金483万円、未払い金3,224万円、未払い費用1,878万円となっております。

固定負債では、長期借入金で1,701万円で、負債の部合計では2億907万円となりました。

次に、純資産の部では、資本金は8,350万円で、利益剰余金3,652万円となり、純資産の部合計で1億2,002万円となりました。よって、負債・純資産の部の合計は3億2,909万5,183円となりました。

次に、5ページの損益計算書を御説明申し上げます。

売上高は14億2,763万円でございます。この内訳は、スーパー等への製品売上高が13億1,510万円、三角おむすび等の物販の売上げが7,216万円、大黒茶屋の売上げは、弁当、麺、土産、たばこ、喫茶売上げで4,036万円となりました。

次に、売上原価ですが、期首棚卸し高が49万円、物販仕入れ高が6,157万円、大黒茶屋商品仕入れ高が1,889万円、マックスバリュ等の集配センター利用手数料の販売手数料5,709万円で、合計1億3,756万円となっております。

当期製品製造原価は10億7,742万円で、内訳は6ページに記載しています。当期材料費で7億5,782万円、労務費で2億1,363万円、経費で1億577万円となりまして、当期総製造費用は10億7,723万円となり、棚卸し高を差し引きまして当期製品製造原価は10億7,742万円となっております。

5ページに戻っていただき、合計が12億1,548万円となり、期末棚卸し高70万円を差し引きまして、売上原価の合計が12億1,478万円となっております。売上げから原価を差し引いた売上げ総利益、いわゆる粗利は2億1,285万円となりました。

次に、販売費及び一般管理費ですが、合計金額が2億910万円で、内訳は6ページに記載しています。金額の大きいもので、販売員給与の1,486万円、事務員給料の1,323万円、発送配達費の7,511万円、支払い手数料の1,376万円となり、大黒茶屋労務費については、一般管理費及び製造原価に計上しておりまして、ゼロ円としております。雑給の1,125万円、賞与の636万円、法定福利費の989万円、役員7人の報酬で2,964万円、減価償却費の231万円、リース料の732万円、保険料202万円等となっております。

5ページに戻っていただき、売上げ総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は375万円となりました。次に、営業外収益については、ハローワークを通じた雇用に係る補助金、チェーン脱着場の管理委託料等の営業外収益で262万円、その他国税等還付金、実習生の家賃本人負担金等で939万円で、支払い利息割引等の営業外費用で18万円、クレーム等の処理料等の雑損失が81万円となりまして、営業外を差し引いた経常利益は1,482万円となっております。

7ページは株主資本等変動計算書でございます。資本金8,350万円に当期首残高2,

5 3 3 万 6, 9 9 2 円、当期純利益 1, 1 1 8 万 7, 9 2 1 円をプラスして、純資産が 1 億 2, 0 0 2 万 4, 9 1 3 円となっています。

次に、8 ページをごらんください。米の年間仕入れ量と平均価格の推移でございます。平成 2 7 年度で 1 キログラム当たり 2 1 2. 4 円が、平成 3 0 年度では 2 8 6. 6 円と年々単価が上がっていて、経営的にも大きな影響があり、大変厳しい状況であります。

次に、町産米の活用については、今年度は日本晴を 4. 7 ヘクタール生産者と契約し、地域と連携しながら会社経営を行ってまいります。今後も担い手農家と協議しながら生産量をふやしていきたいと考えております。

9 ページには 2 2 期の営業計画書をつけております。売上予算は、売上高 1 4 億 5, 2 6 5 万円で 1. 8 % 程度の増加を目指します。昨年に引き続き、エスアールジャパン、イオングループ、マルアイ、直販での売り上げを見込んでおります。さらに、イオングループの中の光洋についても新規取引先として見込んでおります。

道の駅ではオープン特需は終わりましたが、通期での売り上げも確認でき、今期も引き続き創意工夫を行いながら、1 品でも多く買い上げ点数を伸ばす売り場づくりを指導してまいります。また、SNS の活用、道の駅イベントに合わせた売り込みについても検討をしていくということでございます。

今後の課題としましては、生産性のよい商品、生ネタ等の鮮度のある商品などのニーズに合った商品づくりが求められていて、それに対応していく必要があります。

9 ページの下段には取引先との売り上げ見込みをつけていますので、ごらんください。

今後、厳しい経営状況であることは確かですが、従業員一同力を合わせて、神崎フード、道の駅の経営に取り組んでまいり所存でありますので、引き続き御支援を賜りますことをお願い申し上げまして、報告第 7 号、平成 3 0 年度（第 2 1 期）株式会社神崎フードの経営状況報告を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 1 1 番、藤原でございます。販売費及び一般管理費の内訳で、役員報酬が 2, 9 6 4 万ということで、これは取締役 7 人の報酬であるという説明を受けました。ということは、取締役 8 名、監査役 1 名でございますので、その中の取締役である山名町長、それから同じく取締役である多田課長、このお二人を除いた 7 名についての役員報酬がこの 2, 9 6 4 万ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 役員の報酬につきましては、今、日順議員さんおっしゃられたとおりでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

栗原議員。

- 議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。大黒茶屋の売り上げが171%伸びております。この内訳はどういうことですか、ちょっと教えてください。
- 議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。
- 地域振興課長（多田 守君） 多田でございます。大黒茶屋の売り上げにつきましては、基本的にレストランの販売、それから物販とも両方ということで、細かい数字については今持ち合わせておりません。以上でございます。
- 議長（安部 重助君） 栗原議員。
- 議員（10番 栗原 廣哉君） 先般、一般質問でさせてもらったときに、10カ月で純利益70万っていうことを言われてたと思うんですが、今回、1,687万円ふえてますよね。この企業努力というのはわかるんですけど、大きい、大まかなもので結構なんです。何でこだけ伸びたんかというのをちょっと教えてください。
- 議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。
- 地域振興課長（多田 守君） 済みません、決算の報告の方法としまして、今、神崎フード一本で4,030何万ということでしておりますが、前回報告させてもらった分につきましては、大黒茶屋の分の一般管理費製造原価については、この報告につきましてはゼロ円ということでさせてもらってる関係で、その差が出てるということでございます。
- 議長（安部 重助君） 栗原議員。
- 議員（10番 栗原 廣哉君） ということは、営業努力でこだけ伸びたっていうことではないんですか。
- 議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。
- 地域振興課長（多田 守君） 多田でございます。売り上げにつきましては、営業努力というものは当然あります。イベント等で周知というか、させてもらってるという部分もあるんですが、イベントの当日につきましては余り人の動きはないので、余りもうからないということになるんですが、それによりまして大勢いらっしゃる方のリピーターとかもあろうかと思えますし、特に、道の駅っていう名前のネームバリューということが大きな原因かなというふうには思っております。
- 議長（安部 重助君） 回答になりましたか。ちょっと今3回過ぎとんやけど、いや、ちょっと回答に今なってないように思うんで、栗原議員、もう1回許可します。
- 議員（10番 栗原 廣哉君） 済みません、実は、その次の来期の目標のところは空揚げ食べ放題っていうのがあるんですよね。そういうことも含めて何か企画をされてこだけふえたんかなと私は思うんですが、その辺の説明全然なかったんですけど。
- 議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。
- 地域振興課長（多田 守君） 多田でございます。道の駅オープン当初から比べますと、一部メニューとかもふやしてる部分もありますし、こういった大黒茶屋の中で工夫をされながら、いろんな案を出しながらということで売り上げが伸びているというふう

に考えております。メニューの部分が大きいのかなというふうには思います。

○議長（安部 重助君） 食材、レストランの食堂でよう売れたということやね、じゃなしに、地域から出された農産物なんかも含まれるということですか。

多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域からの野菜物につきましては、大黒茶屋通しての販売については15%の手数料をもらってる部分があるんですが、それが大きく売上げが伸びてるということではないと思います。食材の部分での提供が大きい原因かなというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。もしおわかりであれば教えていただきたいんですけど、5ページの損益計算書の中で、物販仕入れとか大黒仕入れで、ざくっと8,000万円程度上がってるんですけど、いわゆる、この中で町内の各営農とかで仕入れられた額っていうのはどれほどになるとか、把握されてますか。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 材料費については細かいことは承知してないんですが、お米に関しましては、日本晴、すし米になるお米でございしますが、昨年約2ヘクタールだったと思います。地元の農家がつくられた分で食材というか、材料として仕入れをされております。その契約っていうのにつきましては、農家さんと神崎フードさんと契約させていただいて、1キロ何ぼっていうことではなく、30キロの袋で、大変安いんですが、6,000円という値で取引をさせていただいております。ただ、農家につきましてもかなり厳しい単価になりますので、令和元年度につきましては少し値上りをさせていただいて交渉をしている状況でございします。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。決算報告としては今の資料だけでも結構かと思うんですけども、この神崎フードというのは、一応大株主が神河町で、毎年度神河町のお金使って備品の修繕とかもされてますんで、いわゆる町への貢献度といえますか、そういったものも必ずこの決算の席で指摘していただきたいというか、やっていただきたいんです。従業員の雇用者数は毎年毎年出てくるんですけども、じゃあ、一体神崎フードさんから神河町のほうにはどんだけお金を落とすってのもやっていただきたいと思いますんで、これは早速やれと言っても無理なんで、来年度には必ずやっていただけるように、ぜひお願いします。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございします。はい、今、小寺議員さんが言われた、できる限りそういう状況を報告させていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。3ページのところで、営業状況、1番、書いてありまして、この1行目の真ん中あたりから、エスアールジャパンへの売り上げ減は続き、多い時期の約65%近くとなっていると、35%の減ですよということなのですが、このエスアールジャパンというのは神崎フードの関連会社、守口市にある会社やと思いますが、ここもおにぎりとかいなるの製造とか販売をしておられると思うんですね。これが減ってるというのは、結局、エスアールジャパンが神崎フードから仕入れをしなくても自力で製造できる量がふえたよと、だから減ったんですよと、こういうことでいいんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。多い時期の65%という部分につきましてでございますが、これは多いときというのは、神崎フードの炊飯施設の改修等があった中で、そのときにエスアールジャパンさんを利用させてもらったという部分がありますので、こういった数字になっているということでございます。今は、全部、その部分は委託ということはしてない部分がありますので、65%、多いときから65%というふうな数字となっております状況でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第7号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第5 報告第8号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第8号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当はございません。実質公債費比率は16.3%、将来負担比率は56.4%で、いずれも早期健全化基準未達の比率でございます。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不

足が生じていないので、該当はございません。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、報告第8号について詳細説明を行います。

まず、議案の表紙をめくっていただきまして、報告書をごらんください。まず、1、健全化比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字がございませんので、ハイフン表示ということになってございます。

続きまして、実質公債費比率につきましては16.3%で、昨年度の比率が16.0%でしたので0.3ポイントの上昇となっております。それから、将来負担比率につきましては56.4%で、昨年度の比率が44.2%でございましたので12.2ポイントの上昇ということになってございます。これらの比率につきましては、右側でございます早期健全化基準未満ということですのでいずれも未満となっているところでございます。この実質公債費比率につきましては、本町にとって非常に大きな指標ということで、平成26年度において18%未満を達成してから、この間引き続き公債費の適正な管理に努めながら比率の改善を図ってきたところではございますけれども、本年度は昨年度に引き続き少し上昇をしているという状況でございます。

現在、最重点事業の実施に充当をしております合併特例債、そして過疎債、辺地債などの償還が今後ふえてくるということの中から、この比率については徐々に上昇をしていくものと見込んでおるところでございます。今後の起債発行については一層の注視をしながら、再び18%を超えないというように行財政運営を行っていきたいというふうに考えております。

また、将来負担比率につきましても同様に、一般会計等の地方債、あるいは企業会計の地方債等の残高がふえてきたところの中で、この部分におきましても比率が今後上昇をしていく見込みということになる見込みでございます。

続いて、資金不足についてはそれぞれの会計において生じておりませんので、ハイフン表示ということになってございます。

続いて、2枚めくっていただきますと、ページを打っております1ページから5ページまで5枚物をつけさせていただいております。まず、1ページにつきましては総括表でございます。そして、2ページにつきましては実質赤字比率と連結赤字比率でございます。続いて、3ページにつきましては実質公債費比率の算出表、そして、4ページにつきましては将来負担比率の算出表、そして、5ページにつきましてはそれぞれの算出方法となっております。少し5ページを参考にしながら説明をさせていただきます。

まず、実質赤字比率でございます。これにつきましては、普通会計ベースでの赤字比率ということになります。算出式につきましてはごらんのとおりでございます。分母は標準財政規模、分子は一般会計と普通会計の赤字額というふうになります。それで、分母の標準財政規模については、3ページをお開きください。3ページの中段の左側の⑩⑬⑭、この3つの数字の平成30年度の合計が標準財政規模ということで、49億6,511万円というふうになります。続いて、分子に当たります実質赤字額につきましては2ページをお開きください。2ページの左側上段に一般会計等という欄がございます。その一般会計から長谷地区振興基金特別会計までの実質収支額の合計が分子に入るところで、これにつきましては黒字でございますので、結果的に赤字比率は出てこないということになります。

続いて、連結実質赤字比率でございます。分母は、先ほどいいました標準財政規模でございます。分子につきましては、先ほど2ページで申しました一般会計等の小計に、その下、国民健康保険事業特別会計から右側の土地開発事業特別会計までの実質収支、あるいは企業会計の剰余額を全て足した部分が分子に入るところで、これにつきましても黒字でございますので、該当が出てこないということになります。

続いて、5ページにまた少し戻ってください。続きまして、実質公債費比率でございます。算出表につきましてはごらんのとおりということで、分母は標準財政規模から普通会計の元利償還金、そして企業会計等の準元利償還金に係る、申しわけございません、分母につきましては標準財政規模から普通会計の元利償還金、そして企業会計の準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた部分が分母に当たります。そして、分子につきましては地方債の普通会計と企業会計の元利償還金の合計額から、それに充当をいたしました特定財源、そして公債費、交付税に算入されました基準財政需要額を差し引いたものが分子に入るところで、それらによって算出をされてきます。

ここで3ページをお開きください。まず、分母でございます、標準財政規模から差し引く交付税算入額ということで、上段の右端⑨⑩⑪、これの平成30年度の合計額が9億7,074万2,000円でございます。この数字が、普通交付税に算入された公債費の元利償還金となっております。続いて、分子でございます。分子の地方債の元利償還金は、上段の①から⑦までの合計額、平成30年度の合計額が16億5,491万8,000円ということになります。続いて、そこから差し引く特定財源として⑧、そして普通交付税の算入額が⑨⑩⑪、これらの合計が10億2,73万1,000円となり、それぞれらの数字を用いて算出された平成30年度の単年度の実質公債費比率につきましては、中段右端から2番目の平成30年度の欄、16.32766%というふうに積算されてございます。これを過去3カ年平均するというので、28年29年30年度の部分を3カ年平均ということで、本年度の実質公債費比率16.3%が算出されてくるということでございます。

続いては、将来負担比率でございます、4ページをお開きください。まず、分母に

つきましては、先ほど説明しました実質公債費比率の分母と同様でございます。それと、分子の将来負担額につきましては、一番上段の部分が負担額になりまして、その合計が194億1,942万1,000円ということになります。その将来負担額から差し引かれる充当可能な財源につきましては、中段の3つの財源ということで、それらの合計が171億6,478万6,000円でございます。これらの算出によりまして、分子につきましては22億5,463万5,000円、そして分母につきましては39億9,436万8,000円ということで、それらを計算をかけますと将来負担比率が56.4%という比率が算出されるということでございます。

続きまして、資金不足についてはそれぞれございませんので、ハイフン表示ということでございまして、これらにつきましては企業会計の地方財政状況調査、そして普通会計の地方財政状況調査等の資料に基づきまして、国が示したシートに基づき算出をしてきたというところで、県、国に報告を現在いたしているところでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。将来負担比率56.4というのは、これは県下で平均とってみてどの程度の位置にあるか教えていただけませんか。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。本年度の県下の町の平均では、23.8%というところでございまして、町の平均からすれば少し高いのかなというふうには思うところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかはございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

報告第8号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどをお願いいたします。

日程第6 第68号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第68号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第68号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件でござ

います。

地方自治体で勤務する臨時・非常勤職員が年々増加し、教育や子育て等さまざまな分野で活用されていることから、行政サービスの重要な担い手となっています。このような状況を踏まえ、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することの重要性から、このたび地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。この改正に伴い会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の統一的な整備を図るとともに、現行の臨時・非常勤職員の任用要件を厳格化し、給与等においても一般職員に準じて適切に支給することが求められていることから、新たな条例を制定し、運用するものでございます。

以上が、提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第68号、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件について、詳細を御説明申し上げます。

地方自治体の臨時・非常勤職員は、教育、子育て、医療等さまざまな分野で雇用され、実態として地方自治の重要な担い手となっていますが、任用等は各自治体に委ねられてまいりました。国はこのような状況を問題とし、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するという観点から、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、平成29年5月17日公布、平成32年4月1日、これは改元により令和2年4月1日からとなりますが、来年4月1日から施行することといたしました。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものです。あわせて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするものです。この改正を受けて整備をいたしました内容についてこれから御説明をさせていただきますが、結果的には、兵庫県を初め、県下各市町として一本化といった状況には至りませんでした。会計年度任用職員の給与等の法制化は各自治体の現状、いわゆる実態を踏まえた中で条例整備が進められることとなりました。兵庫県を初め、ほとんどの自治体が、今9月議会定例会での上程と伺っております。そのような中で、参考説明資料として机上配付をさせていただきましたが、まず最初に、国における会計年度任用職員の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

大変申しわけありませんが、第68号議案説明参考資料をごらんいただきたいと思います。まず、1点目でございますが、会計年度任用職員の分類として、常勤職員同様の

1週間に38時間45分勤務のフルタイム職員と、それより短いパートタイム職員に分類をされます。

2つ目に、任期と採用等については、採用日の属する会計年度の末日までの最長1年とはしながらも、再度の任用は可能とし、客観的な能力実証を行う限り回数制限はないとしています。

3つ目に服務等について、会計年度任用職員は一般職であるため、服務規律が適用され、身分保障のもとに分限処分・懲戒処分の対象となります。

4点目、給付等については、フルタイムは給与、旅費及び諸手当、これは通勤、時間外、期末、退職、特殊勤務手当でございますが、それらを支給します。パートタイムは報酬、費用弁償及び期末手当を支払い、労働基準法の適用により時間外手当、夜間手当、宿日直手当に相当する割り増し賃金を報酬として支払いします。

5点目でございます。年次有給休暇については、フルタイムは労働基準法に基づき年次有給休暇を付与し、パートタイムはその勤務日数に応じて比例付与となります。

6点目、社会保険、公務災害補償については、フルタイムは、①任用が事実上継続している。②正規職員に規定されている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続き12月を超えるに至った者。③その超えるに至った日以降引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者。の要件を満たしている者について、令和2年4月から地方公務員等共済組合法及び地方公務員災害補償法が適用をされます。一方、パートタイムは、①週所定労働時間20時間以上。②賃金月額が8万8,000円以上。③雇用期間が1年以上見込まれること。④学生でないこと。の社会保険加入要件を前提として、社会保険、労災の加入となります。

7点目でございます。雇用保険または退職手当について、フルタイムは退職手当上の職員としての受給資格を得て、雇用保険の被保険者資格は喪失します。パートタイムは引き続き雇用保険対応となります。なお、資料の米印、波線部分でございますが、社会保険加入の要件と記載をしておりますが、これは雇用保険加入の要件ということで御訂正の上、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上が、国における会計年度任用職員の概要であります。それらを踏まえ、改めて神河町における例規整備の考え方のポイントといたしまして、まず、1点目でございますが、新たな制度としてフルタイム、パートタイムの制度は設けますが、職の整理を行った結果として必要な嘱託員、臨時職員について、全てパートタイムの会計年度任用職員へ移行を行います。

2点目、給付等の内容については、移行する全ての職員について現給保障を基本とした給料の格付を行います。

3点目、休暇等については、原則どおり、国どおりとしながらも現行国水準を上回る病気休暇、有給30日及び夏季休暇、有給5日については、当面の間維持することとします。

それでは、条例本則1ページをごらんいただきたいと思いますが、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。例規のつくり込みとしましては、今後新たに任用する場合の基準を本則でうたい、現在在職する嘱託員、臨時職員の移行については、規則の附則において任命権者が別に定めるとしております。

まず、1ページでございますが、主な内容について御説明をいたします。条例第2条でフルタイムとパートタイムを定義をいたしました。第3条では会計年度任用職員の給与について規定し、第4条では行政職給料表、医療職給料表について、8ページから19ページをごらんいただきたいと思いますが、そこに別表第1、別表第2、別表第3で示しております。なお、行政職給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用し、医療職給料表(1)は公立神崎総合病院等に勤務する会計年度任用職員の医療技術職に適用、医療職給料表(2)は同じく病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師及び助産師に適用をいたします。

もう一度2ページのほうにお戻りください。第5条では職務の級といたしまして、19ページに別表第4でその基準となる職務について示しております。第6条では、新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった号給について規則で定めることとし、参考資料として添付をしています神河町会計年度任用職員の給与に関する規則の5ページに別表で規定をしております。

3ページに、またお戻りください。第14条の期末手当では、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について支給すると規定をしています。また、職員の給与に関する条例第29条第1項及び第2項を準用し、期末手当の基礎額は100分の130を乗じて得た額に基準日以前、6カ月の期間におけるそのものの在職期間における割合、いわゆる期間率を乗じて定めることとしています。この定めにより、6月以上の在職職員は6月、12月それぞれ1.3月となり、年間で2.6月の支給となります。

4ページをごらんください。第17条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬を月額報酬、日額報酬、時間額報酬で定めております。あわせて、パートタイムにおける1日当たりの勤務時間を最大で7.5時間と定めております。

6ページの第22条の期末手当については、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について、フルタイムの第14条の規定同様、6月以上の在職職員は6月、12月それぞれ1.3月、年間で2.6月の支給としていますが、期末手当の支給要件としては、参考添付をしています神河町会計年度任用職員の給与に関する規則の3ページになりますが、第18条の期末手当において勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者を除くと規定をしたことによって、期末手当支給の該当者は1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者となります。

また、7ページをお願いしたいと思います。第29条では、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与として定めておりますが、これはALT、または非常勤医師等を想定をしております。

なお、参考資料として添付しています神河町会計年度任用職員の給与に関する規則の4ページごらんいただきたいと思いますが、最下段のところになります。附則の第2項でございます。号給の特例として、現行の臨時・非常勤の職の任用根拠としていた地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員、同じく第22条第5項に規定する臨時的任用職員、同じく第17条に規定する一般職の非常勤職員について、特例規定を設けています。神河町での嘱託員、臨時職員が該当をしますが、これらの職員について、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した経験を有する職員の号給は、規則5ページに定める第4条関係別表の職種別基準表の規定にかかわらず任命権者が別に定めると規定をいたしております。現在、在職する嘱託員、臨時職員が移行する際の規定となります。また、参考資料といたしまして、末尾に神河町会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を添付をいたしております。参考にごらんいただきたいと思います。

以上が、第68号議案の詳細説明でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 8ページの行政給料表ですね、ここの1級、2級、3級とあるんですが、これはどういう違いがあるんですか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。本則の8ページ以降の別表第1、第2、第3の御質問でございますが、別表第1につきましては行政職に係る給料表でございます。え、間違い。1級、2級、3級につきましては、行政職の1級、2級、3級の適用をしております。病院、医療の関係につきましても同様に、医療職の給料表を1級から3級までを適用しているということでございますが、これらにつきましては現在、在職する職員が移行する場合に給料表に該当させる必要がございますので、それらの級が1級から3級までの範囲ということで定めて設けておるものでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 次に、職種別基準表の職務の級が全部1級になっとんですよ。ちゅうことは、2級、3級いうのは採用的にはないということですか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。職務別基準、等級別基準職務表ということで、まず19ページのところをごらんいただきたいと思いますが、行政職給料表、それから医療職ということで記載をしておりますけれども、こちらにつきましては基準となる職務ということで、1級から3級まで全て同じ業務を記しており

ます。行政で申しますと、定型的または一般的な事務、または職務経験及び資格を必要とする職務といったような記載でございます。これらが現在、在職をしている職員、嘱託臨時職員の中には、行政の事務を一般的な事務として行っている職員もおりますし、資格を有して専門的な分野で業務を行っている職員もいるということでございます。それらの職員を移行させる場合に、先ほども申しましたように、町長が別に定める基準ということで申し上げましたが、その基準に基づいて級の決定を行う場合に、職員によっては1級に移行する場合がありますし、職員によっては2級に移行をする職員もあるということでございます。現在の在籍する職員の移行を考えた際に、1級から3級までの級の適用が必要であるというところでの1級から3級までの適用というところでございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 済みません。ちょっとこっちの言い方がまずかったんです。その参考で神河町会計年度任用職員の給与に関する規則の中の5ページの職務の級が全員1級になっとんですけど、これについての回答をお願いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほども申し上げたように、先ほど説明した部分については、現在、在職する職員を移行させる場合の考え方ということでございます。そして、冒頭説明もさせていただいたんですが、5ページの職務基準表ですね、規則の基準表につきましては、新たに任用する場合の級の格付ということでお示しをいたしております。そこが考え方の違いということで、冒頭この条例、規則のつくり込みは新たに任用される場合の条例、規則として本則でうたい、そして規則の附則の中で現在、在職する嘱託臨時職員の移行する規定について設けたというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。栗原議員、もう3回終わりましたので関連して御質問したいんですけども、2ページの第5条の職務の級の部分なんですけど、冒頭に町長が、この条例をつくるときに適正な任用という、そういうキーワードでこの条例をつくっていくんだということを最初に言われたと思うんですが、その職務の級、第5条によりますと、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づきという規定があると思うんですね。今、総務課長が、先ほど栗原議員の質問にお答えになった19ページの基準となる職務、1級から3級についてそれぞれ行政職給料表、ほかの給料表も含めて、全て同じ基準となる職務なんですけど。この意味が私わからないんですね。当然、現在勤めておられる方についての移行を重きに置いてということやったと思うんですが、したらその方が、別に定める基準があるんですけども、それが明らかにならない中で本当に適正な任用というのはできるのかどうかというのが、ちょっとよくわ

からないです。当然その基準となる職務の部分で、5条に言うその複雑、困難及び責任の度合いという部分は何らかの差が出てくるべきではないかなというのと、恐らく勤務実績ですとか勤務年数とかということになるんかと思うんですが、それが新たに、例えば1級に、新たに1級になられた方が2級を適用するときには何をもって2級に上がられるのか、その辺が全然この条例と規則を見てもわからないんですけども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、1点目の御質問について説明をしたいというふうに思いますけれども、職務のその複雑、困難、責任の度に基づきという、その部分の中でなぜ1級から3級まで全て同じ内容で示しているのかというところがございますけれども、この規則の5ページをごらんいただきたいと思います。職種別基準表を設けております。一般事務で申し上げますと、例えば高校卒ですと1の1を基礎号給ということで、ここから始まりますということにしています。そして、上限を1の21としています。20号の差があるわけですが、1年に最大4号上がる仕組みでございます。これは5年を限度に6年目以降については、仮に繰り返しの任用があったとしても昇給はしませんよという考え方なんです。これにつきましては、一般的、定型的な事務についてはあくまで会計年度、1会計年度の職員である以上、5年も経験をするそれ以上の知識、経験は不要ですよという考え方のもとで一定基準が示されておりますので、5年というところで号給を4号掛ける5で20号をプラスしたところでの設定でございます。なお、その下ですね、例えば病院等、病院事務職といった部分、こちらにつきましては逆に1の6を初任の級としまして、1の46を上限としています。この考え方で申しますと、10年間というラインを引いております。このあたりがその病院の、いわゆる専門性等を考慮して一定の考え方を示している。さらに、医療職の医療技術職、イの表でございますけれども、下を見ていただきますと上限を任命権者が別に定めるものとするという記載もいたしております。この部分につきましてもその専門性、職種の困難性、そういったものについてこの中で適用していくというところで考えておるところでございます。

2つ目の御質問につきましても、1番目の質問でお答えをしているかというふうに思いますので、以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。私も1点お尋ねを、わからない部分と、どのように考えておられるかという部分で教えてもらいたいんですが。

今回は、来年4月から新たに始まる会計年度任用職員の採用の部分と、それから現に在職する臨時嘱託職員の移行という部分の2つの要素が絡んでいますので、非常にこう理解しにくくて困っている部分なんですが、先ほど総務課長の説明の中で、現に在職す

る職員については全てパートタイム職員のほうに移行しますという話で、ちょっと私そのように理解したのですが、その理解でよろしいのかなというのが1点です。

それから、といいながら、パートタイムの会計年度任用職員に移行したとしても、期末手当等が出てくると、それから一方では現行の年額を保障しますという話がありますので、この場合、現に在職している職員を移行した場合、町全体ではどのぐらいの費用がふえるのか。基本的には現給保障という話をされてますので、そうはふえないんじゃないかなとは思いますが、その積算がどうなっているかということです。その中で、願わくば全体の部分、それから一般会計でどのぐらいふえる、病院会計でどのぐらいふえるまでを分析されていたら、それをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、1点目のパートタイム、移行する職員について全てパートタイム職員でよいかという部分ですが、全て7.5時間以下のパートタイム職員で移行をいたします。

それから、期末手当に関するお尋ねですが、現在、神河町の嘱託員につきましては、期末手当の支給が行われております。支給率は2.95%、行政で申し上げますとそういう形になります。このたびの会計年度任用職員に移行することによって、これまでの嘱託、また臨時という、そういう区別がなくなります。全て会計年度任用職員になります。したがって、先ほども申し上げました週15時間30分以上勤務する会計年度任用職員につきましては、全て国が定める期末手当2.6月の支給を行うということになりますので、それらを含めて試算をいたしますと、行政の部分で約150名の臨時嘱託員で想定をしますと、3,100万余りの人件費としての増額が発生をするというところがございます。なお、病院につきましては、病院の総務課長のほうから答弁いただけたらなというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。病院におきまして、嘱託職員、現在約110名ほどおります。病院のほうにつきましても、今現在支給しています給料月額を今度新しくつくる給料表に持っていくことなんですが、直近上位という考え方でございます。ですから、1人100円ないし200円程度の増額というふうなところになることとなります。ですので、1月にすれば給料、社会保険料も含め約100万程度の増額というふうなことになる見込みでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。続けて関連で質問したいと思いますが、先ほど移行する職員につきましては全てパートタイムのほうに移行しますということなんですが、この前の総務文教常任委員会でいただきました説明会の次第です

ね、この中で案として、当時は案でしたんですが、その給与関係の中で嘱託の非常勤職員、それから臨時職員については時給に移行しますというような表現がありましたので、この給料表を適用する、移行する職員の中で給料表を適用する職員というのは常勤の嘱託職員だけという形で、そういう理解でいいのかということでございます。

それと、もう1点、3回しかできませんので、まとめてお願いをしたいと思うんですが。そのような中、この4月以降新たに採用する会計年度職員が出てきますと、かなり差が出てくるというように思うんですね。そういう場合についての、あと、既に在職してる職員、また新たな職員との均衡を保つというんですか、そのような対策は何かこう考えておられるのかということです。

それから、もう1点は、非常にこうわかりにくい説明の中であったんですが、確かに現行の職員等について移行する場合、現給保障とすれば、この規則で定めた職務の基準表についてはなかなか適用しにくいので、任命権者がそれぞれ定めるという部分の表現であると思うんですが、その中で規則の5ページのこの職種別基準表という分の中で、まず行政職給料表の中で備考欄の3番目に、社会福祉士、保育士の基礎号給は、学歴、資格、経験等を考慮して決定するという分の中で、その上にはそれぞれこの表の中に1級の16号給とか、1級の24号給という部分が定めてあるにもかかわらず、また新たにここに考慮するというような表現がしてある、この部分がよくわからないのと、あと、医療職のほうについては、新たに採用される職員の号給も考慮して決定するという部分になるので、全体の中で、じゃあ、職務の級というんですか、号給はどのようにして決めるのかなというのが非常にこう曖昧になってる部分があるので、その辺についての、この備考欄に書いてある意味の部分の一つをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、号給決定の考え方ということでございます。パートタイムに全て移行するというところで御説明をしましたので、パートタイムで説明をしたいと思いますが、条例の第17条、4ページをごらんいただきたいと思います。第17条で、まず第1項です。月額で報酬を定めるパートタイム職員の報酬の額ということで記載があります。これの計算方法につきましては、週5日働くということで、7.5時間で5日で37.5時間、フルタイム職員は7.75時間で5日間で38.75時間です。このフルタイム職員を基本とした級、例えば8ページですね、8ページに行政職の給料表がついているかと思います。1級の1号給14万4,100円になっています。14万4,100円はフルタイムで任用された場合の号給でございます。これをパートタイムの7.5時間の職員を任用した場合については、先ほど申し上げました38.75分の37.5をこの月額の14万4,100円に掛けますと、13万9,451という金額が出てまいります。これがパートタイムの会計年度任用職員の月額の報酬ということになります。

続いて、日額の部分が第2項で記載をしておりますけれども、この日額の考え方につ

きましては、月当たりの勤務日数を21という考え方で設定をいたしております。14万4,100円を21で除した金額というのが6,861円ということになってまいりまして、日額の報酬額としては6,861円ということでございます。同様に、第3項時間報酬ということにつきましては、この基準月額を157.5で除してというふうに書いてあるんですが、157.5と申し上げますのは、7.5時間を21日間働いたとしますと157.5時間となります。したがって、14万4,100円を157.5時間で除しますと914円という時間単価が出てまいります。このように設定をしました金額に基づいて、それぞれの体系に基づいた支給を行っていくというところでございます。

それから、3点ということでしたが、1番目と3点目は同様の内容であったというところで、先ほどの答弁ということにさせていただきまして、2番目の新たに任用する職員と、それから現在の移行職員というところでの差が生じるというところでございます。この部分につきましては、もう御指摘のとおりということでございます。あくまでこの会計年度任用職員につきましては、現在、そのあらゆる分野で行政にかかわっていただいている、その臨時・非常勤の方々の労働条件、給与等の整備を行うということとあわせて、職務の明確化ということを進めていくという制度ではあります。その中で今後、何年も繰り返し任用していくという考え方については、本来繰り返しの任用が延々と続くようなことが仮にあるとすれば、それは正規職員で対応すべきでしょということが大原則でございます。そういったことも踏まえた中での制度設計ということでございますので、新たに設ける部分と、それから現在の職員の移行の部分では必然的に差が生じてまいるというところでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。三谷議員の質問の中で、規則のほうの部分でございます。社会福祉士及び保育士の基礎号給はということなんですけど、現在、嘱託職員の中でも事務、それから看護助手、調理員、それから医療技術、看護師等でございます。その中で医療技術者、それから看護師等につきましては新卒者のみだけではございません。資格を持ってほかの病院に勤めて、それから私どもの病院に転職という職員もおります。そういった部分につきましては、資格を持ってから実際に仕事をして、その経験を見ております。要するに、前歴という部分でございます。そういった部分を同じように見ていくということ備考欄に明記いたしておりますので、その上の表を見ていただきますと、社会福祉士及び保育士の短大卒、1の16からということでございますが、これはあくまで新卒者というところの位置づけでございます。これにもし経験等ございましたらその年数を見ていくというところで、上限の欄のほうには任命権者が別に定めるものとするというような記載の仕方をいたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。再度、確認というんですか、教えてもらいたい。その前に、先ほど病院の総務課長のほうから答弁があれした分の中で、確かにこれまででしたね、前歴というのは非常に考慮していた部分があるんですが、この部分については病院だけじゃなく役場の一般行政職、一般事務というんですか、それについてもこのような考え方をを用いるのかどうかという、それを一旦お尋ねしたいのと、それからもう一つは、これももう一つ理解がしにくいんですが、できてないんですが、その移行職員の中でフルタイムとして給料表、月額としてする分の職員は発生するかしないか。先ほど総務課長の説明の中では、パート職員で勤務時間等が長い職員については、先ほどの給料表で案分した数字でというような説明でしたので、その分の再度の説明をお願いしたいのと、その分だけとりあえずお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。1点目の前歴に関する部分でございますが、行政の部分に関しては前歴は見ませんということで、あえて高校卒、一般事務でいいますと、高校卒、短大卒、大学卒ということで格付をしております。この格付給につきましても、正規職員で格付をする一つ、1歳下の格付というところでの設定とさせていただきます。

2点目の質問につきましては、大変申しわけありません。質問の内容が受けとめることができませんでしたので、もう一度よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 三谷議員、どうぞ。

○議員（2番 三谷 克巳君） 説明がまずかったようですが、移行職員につきましては、総務課長の一番最初の説明の中で、全てパートタイムのほうに移行するんですわという話でしたので、ということはフルタイムの職員は発生しないという、そのように理解していいということなので、でいいのか、それとも全てはパート職員として採用しますということになれば、今の5時15分までの勤務の職員が4月1日以降は全て5時で、現に在職している嘱託臨時職員の中で、全てが5時で勤務を終了してまうという、何かこうじっくりいかんような状況が発生しますので、そういうような考え方でよろしいですかという、そういうことです。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。ありがとうございます。まず、1点目の部分ですけれども、現在、在職する嘱託員、臨時職員につきましては全てパートタイム職員に移行をします。フルタイム職員への移行はございません。制度設計としては、フルタイム、パートタイム両方の対応ができる制度設計となっております。

それから、2点目の、現在8時30分から17時15分までの7.75時間という、いわゆる嘱託職員を想定しますと、この職員につきましては8時30分から17時までということで、短時間の勤務に切りかえをさせていただきます。この内容につきましては、

現在、従事していただいております職の内容を精査をさせていただき、整理をした結果といたしまして7時間30分で対応ができるということの判断において、7時間45分から7時間30分ということで移行を行うものでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。病院事務職員等の部分につきましても、前歴等は見ないことになっております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 議案の説明、参考資料ということで規則がついてるんですが、その規則の5ページの職種別基準表の、地域おこし協力隊の部分で任命権者が別に定めるといふ文言があるんですけども、地域おこし協力隊については国からの交付金の関係があったり、その基準となる額等があると思うんですが、それをもってということで理解すればいいのかということと、あとは、この規則の中にも任命権者が別に定めるといふ文言がたくさん出てくるんですけども、それぞれどういう形で定められるのか、運用とか規定とかというものが既にあるのかどうか、それも含めてお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、1点目の地域おこしに関する考え方につきましては、地域おこし協力隊員の人件費に係る部分につきましては、上限の設定が250万円ということになっております。したがって、その範囲内で月額報酬を定めているというのが現状でございますので、その考え方で今後も取り扱っていきたいというふうに思います。

それから、任命権者が別に定めるといふことで非常にわかりにくいということなんですけど、冒頭に申しましたように、現在の嘱託臨時職員を現給保障をしながら、その現給保障といいますのは年額の総額保障ですね。それを基準に月額単価をはじき出しますということでございます。そして、その級から最大で4号ずつ昇給をしていく仕組みということでございます。そして、その昇給の仕組みにつきましては、例えば一般事務職で申し上げますと、5年を限度に昇給の仕組みはありませんよということ、現在の臨時嘱託員の方を対象にした説明会の中でも御説明をさせていただきました。その間には、当然現在も行ってありますが、人事評価ということとあわせて、その職が次年度についても引き続き必要な職として移行するのかという、そういうことになってまいりますので、そのあたりをしっかりと含めた中での対応ということになってまいります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。済みません、私もいまいち理解ができてなくて教えていただきたいんですけど、先ほどその5年経過でもういわゆる昇給をしないとかいう話なんですけれども、少し前の総務課長の説明の中で、5年を続けて、5年以上同じ職種につくとなれば正規職員の仕事であるというような説明があったと思うんですけれども、そしたら今現在、臨時職員やら非常勤の方5年以上の方が当然いらっしゃると思うんですけれども、そういった方らは正規職員並みの仕事をされてたという理解やと思うんです、ずっと雇われてるんですからね。でも、そういった方もやっぱりもう5年をめどに昇給がなくなって、じゃあ、5年後はどうなるんですかね。その考え方なんですけれども、いわゆるじゃあ、6年目も採用するとなれば、それはもういわゆる正規職員と同格いう考え方になってしまうんですか。それとも、もう臨時職員じゃないわ、会計年度任用職員というのは基本はもう5年を上限で雇いどめという形になるんですかね。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。5年という考え方なんです、給与が上がる仕組みというのが5年ということでございます。したがいまして、仮に6年目以降、行政で申し上げますと雇用が継続した場合であっても昇給をする仕組みはないと。国のほうの説明も、少しこれ私どもからしますとなかなか理解に苦しむところがあるんですけれども、本来、会計年度任用職員、1年ごとで予算を立てて、しかもその予算立てがない限りは雇用しませんよ、任用しませんよという大前提があるわけです。にもかかわらず、繰り返しの任用は可能です、回数制限はありませんという話があります。その一方で、繰り返しの実態が、仮に人事評価をした上でであっても、必要だというような事態が発生するのであれば、当然それは正規職員としての任用が必要ではありませんかという、こういう二面性が実はありまして、これまでの嘱託臨時職員につきましても実は定数カウントをされないという状況の中で、業務を何とか回していくために、いわゆる補完的というところで勤務をしていただいております。その補完的という部分でありながら、その恒常的業務という部分について嘱託員というような形で整理もしてきておりましたので、そのあたりも含めてなかなか今回の制度設計の中での移行が難しいわけなんですけれども、そうはいいまして業務が必要業務としてあるという部分、それから、これまでの雇用の考え方でその雇用者の生活、いわゆる制度設計というものもでございます。そういったものも含めた中での対応というところでの御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。本当になかなか私も理解不足で申しわけないんですけども、例えばこの5ページの職種別基準表ですか、これを見ますと、高卒の方を新規で採用されたら1級の1号給で採用されて、上限が1級の21号給ですね。そしたら、もうその2級、3級に上がることはこの方は一生ないのかなと、例えば10

年働こうが20年働こうが30年働こうが、もう常に1級の21号給で、果たしてそれが本当に正しい採用の仕方なのかなと思うんです。その辺、これもともと始まりが多分同一労働同一賃金の考え方から始まってきとると思うんですけれども、それに何か余りそぐわないような、5年でいわゆる昇給がとまってしまうというのはいかがなものかなと思うんです、これは私の考え方なんですけれども。

あと、先ほど来、三谷議員が何回も質問されてたんですけども、今現在雇われている方は全員パートタイムでの採用、私きょう初めてその総務の委員会の資料を見させていただいてね、業務の整理、検討を行った結果として、現行7.75時間を7.5時間に変更してパートタイムとしての採用とするというようなことが書いてあるんですけども、これはいわゆる雇用者側の都合のいい雇い方をされるわけではないんですかね。フルタイムにすると、例えば経費がすごいかかってしまうから、もうほんの15分削って、いわゆるもう本当に都合のいい雇い方をして経費を削減するような考え方でされるってことではないんですかね。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。1の1から始まって、1の21で昇給停止となるという、果たして昇給しない制度が妥当なのかという話です。これにつきましては、また国のほうにそういったお声をまた届けていただいてもいいのかなというふうには思いますけれども、制度設計そのものがそのような考え方で行われてきているというところなんです。私も申し上げましたとおり、矛盾点が全くないわけではないと、その矛盾点の中でこういった制度設計をしていくかということが、最終的には、国が示したモデルと全くイコールにはならない実態が各自自治体では発生をしていた。そして、その中でほとんどの自治体において、現給保障という考え方を適用しながら移行をさせていくというところと、新たな制度設計を行っているというところがございます。

それから、雇用者側の都合のよい考え方ではないかという、この部分ですね、この部分につきましても全ての部分で契約行為だというふうに思います。条件提示をして、それに合意をしていただくことによって全ての契約事が成立をするということです。そして、神河町においては従来から臨時嘱託員という区分けをしておりますけれども、一定この非常勤職員について労働条件の安定と賃金の上がる仕組みもつくってまいりました。ところがこのたびの制度が入ったことによって、一部その形態が崩れざるを得ないという状況になったということは事実でございます。その結果といたしまして、職場の改廃がない限り、1年更新ではあるけれども、常に契約が保障されていたという嘱託員と、それから6カ月契約を本来であれば1回の更新で、1年で雇用どめの職員ですね、その職員が実態としては何回かの繰り返しを行われてきて、それでその職員については一時金も支給をされていなかった、その職員が今回の制度の中では一時金支給の対象となったというところがございます。したがって、全体として上がった率が多い方と、それから上がる率が少ない方というふうには分かれてまいりますが、全ての職員

に対して現在の条件を下回ったという部分ではございませんので、そのあたりについてはしっかりと雇用者責任を果たしているというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。当然、その現給保障なんで下がることはないんですけども、本来であれば今現在、働かされている方々に、あなたは、例えばフルタイムがいいですかとか、パートタイムがいいですかというね、その選択する機会を与えるのが本来ではないかなと思うんです。やっぱり一方的に、神河町はもう皆さん全員パートタイムで雇わせていただきますというのも、少しおかしな話かなとは思いますが、そういったいわゆる本人の希望とかをね、聞かれたことってありますか。それとも、もうやっぱり一方的に神河町はかくかくしかじかの事情で、パートタイムでいかさせていただきますというふうにやられたんですかね。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。希望としては聞いておりません。制度設計としてはフルタイムと両方設けております。それから、今現在の嘱託臨時職員をフルタイムに移行することよりもパートタイムに移行することのほうが、本人にとってのメリットが大きいというふうに判断をしています。

それから、あわせて繰り返しになりますが、従来も臨時・非常勤職員という位置づけの中で業務を支えていただいていたというところでございます。そして、このたびも勤務時間の短縮も含めて職の整理を行うことが可能なかどうかというところの中で、私どもとしては15分の短縮で業務が従来どおり回っていくというふうに判断をいたしておりますので、このような制度設計ということになってまいりました。以上です。

○議長（安部 重助君） 質疑の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、午前中に引き続きまして、第68号議案の質疑を受けたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。午前中もいろいろと質疑があって、本来の臨時職員の雇用のあり方というんですか、そういう中で総務課長のほうからも実際矛盾してる部分もあるというようなお話もあったと思うんです。実際、総務課長のほうからも5年を経過してなおかつ、続けて来てもらわんとあかんという職員については本当に、本来は正規化というか、その人というよりもその仕事自体が正規化すべきではないかというようなお話もあったと思うんです。今の実態を見てみますと、本当に合併以

来、長期に勤めておられる臨時職員の方もおられます。で、今回こういうふうには法制度の改正があって、制度上はこのように設計をされたわけなんですけれども、その実態としてやはり余りにも長期の方々に、逆に正規の職員の方々が頼っておられる部分もかなりあるんじゃないかなと。本来であれば5年単位で、本来で今後のパートであれば今でも半年、そして今回一定の基準として5年というような話が出てきたり、民間でしたらもう既に労基法の改正等で派遣の社員なんかは、同じ人が同じ職場で3年を経過すると本来は派遣先の正規職員化をしていかんとあかんというような、そういう働き方の形も変わってきてるわけですね。そういう中で、今の実態を見てるとやはり長期に臨時職員としてお世話になってる方については、本来の臨時職員という職務以上に頼っておられる部分があるのではないかなと、その方々、個々のことについてどうのこうの言ってるんじゃないしに、役場の体制としてやはり本来の臨時職員のあるべき姿というのは、そういう長期でなれておられるからその方を、特に問題がないから毎回毎回更新していくという、それは役場にとってはそういう方のほうが仕事もやりやすいし、というのはよくわかるんですけども、少し雇用の機会の拡大、ほかの町民の方々も含めて雇用の機会の拡大ということも含めて、今回の法、この条例の制定とは少し離れるかもしれないんですけど、関連してる質問でするんですが、やはり臨時職員の方の本来のあるべき姿、それと、そういう部分をこの条例を制定されることを機会に少し役場としての考え方の整理というか、をすべきではないかなと思うんですけども、この条例の中身というよりは本来のその臨時職員、今後雇用される会計年度任用職員のあり方というか、その辺の姿勢の部分をお聞きしたいと思います、3回目になります。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。本来の任用のあり方というところになるかと思えますけれども、実は神河町誕生して14年ということでございますが、正規職員につきましても普通会計職員、合併時180名、それが10年で130名ということで目標を立てまして達成をいたしました。現在、普通会計職員が129名というところでございます。その際に、臨時・非常勤につきましても従来の嘱託臨時職員の整理をしまして、一定、恒常的業務が発生すると思われる部分について嘱託員ということで雇用をしてきました。その実態が、実は時代とともに一つの考え方が少しずつ崩れ、そして6カ月雇用の臨時職員がふえてきているというような実態が現在であろうというふうに思います。これにつきましては、国の全体の流れともやはり連動しているという部分でございます。その一方で、私たちの町におきましても、このたび学芸員、また管理栄養士といったような職を正規で募集もかけています。そういう部分につきましては従来、嘱託員という形で対応してきた職でございます。そういうところにつきましても、やはり環境の変化とともに行政として対応をしているという、こういうところも少し理解をいただければなというふうに思います。あわせて、雇用の拡大というところでございますけれども、一方では財政の問題もあります。しかしながら、役場という

町内一の事業所だと、病院含めて思っています。そういう意味で申し上げますと、いわゆる余分に人を雇うということはできないかもしれませんが、必要な人員について効率的に確保していくという、この考え方というのはこの地方自治の精神でありまして、引き続きその精神のもとで業務を進めていかなければならないというふうに感じているところでございます。御質問に対する答弁ということになったかどうかは別にいたしまして、今回の制度改正につきましてはこれまでの嘱託臨時職員の、いわゆる身分を保障し、そして賃金総額も保障をし、そして新たに雇用環境の整備した中で移行をしていただくということでございますので、その点御理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第68号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第69号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第69号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件でございます。

会計年度任用職員制度の創設により、既存の条例に新たな制度設計に即した条例改正を行う必要が生じました。このことから臨時・非常勤職員に関する条例の条文を抽出し、その箇所を一括して整備条例として制定し、改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第69号議案の詳細について御説明を申し上げます。

先ほど説明申し上げました第68号議案、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定を行うにつき、既存条例における内容改正が生じたので、あわせて改正を行うものでございます。

関係条例といたしましては、第1条、神河町職員定数条例、第2条、神河町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例、第3条、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、第4条、神河町職員の育児休業等に関する条例、第5条、神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例、第6条、神河町職員の給与に関する条例、第7条、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例、第8条、神河町職員等の旅費に関する条例、第9条、神河町公民館設置条例、第10条、神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例であり、一部改正を行うものです。なお、第11条、臨時または非常勤の嘱託員等の費用弁償に関する条例につきましては、廃止となります。

以上が、第69号議案の詳細でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第69号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第70号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第70号議案、神河町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、神河町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件でございます。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、業務の全部及び一部が地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団体がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であるものとした公益的法人等に職員を従事させるため、条例で定めるところにより職員を派遣することができるとなっております。このことから、職員派遣に必要な事項を整備することで、神河町にとって必要な職員派遣を可能とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第70号、神河町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件について、詳細を御説明申し上げます。

まず、参考資料といたしまして添付をいたしております神河町公益的法人等への職員の派遣等に関する規則をごらんいただきたいと思います。第2条で、派遣先団体を規定しておりますが、このたびの条例制定に当たっては来年、令和2年3月31日をもって中播農業共済組合が解散となり、同年4月1日から新たな公益的法人として兵庫県農業共済組合が設立されることに伴い、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の定めにより、公益的法人等への職員の派遣に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条をごらんください。第2条では職員の派遣について、派遣することができる職員として、次の第2項第1号から第5号の職員を除くとしています。第1号、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、第2号、非常勤職員、第3号、地方公務員法第22条に規定する条件つき採用になっている職員、第4号、神河町職員の定年等に関する条例の規定により、定年退職後3年以内の職員、第5号、地方公務員法もしくは神河町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例に該当する休職者、または規定違反等により停職にされている職員、その他職務に専念する義務を免除されている職員、以上第1号から第5号に該当する職員を除く職員を派遣することができる規定をしております。

また、職員派遣に係る派遣先団体における福利厚生に関する事項、派遣職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項について、合意をしておくべき事項として定めております。

第3条では、派遣職員の職務への復帰について、第1号に定める派遣先団体の職員の

地位を失った場合、ほか第6号までの内容を定めています。

第4条では、派遣職員の給与について定めています。

第5条では、派遣職員の復帰時における処遇として、派遣職員が職務に復帰した場合における職務の級及び号給の決定について、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができると規定をしています。

第6条では、規則への委任として、第2条の派遣に規定する以外の事項については規則で定めることとしています。

以上が、第70号議案の詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点教えてほしいんですが、法律を見てもなかなか理解ができないので教えていただきたいと思っております。

というのが、この公益法人等という、これは例えば、一般社団法人なり独立行政法人までは、法律を見ますと連合組織というふうな表現もしてありますので、具体的にこの公益的法人等で、今後も含めて、神河町が関係してくるような法人がわかっておれば教えてもらいたいんです。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。今後につきましては、現在のところ特に想定はございません。ただ、公益的法人ということで他市町の実態を含めて考えてみますと、可能性としてあるとすれば観光協会であったり、森林組合であったり、社会福祉協議会であったり、そういったところが今後の可能性としては対象となり得るのではないかというふうに想定をいたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第70号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第70号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（安部 重助君） 日程第9、第71号議案、神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活動推進の観点から、住民票、個人番号カード、印鑑証明書等への旧氏の記載を可能とするものでございます。本年4月17日に住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が公布され、あわせて印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について、同日付で発出されております。これらの改正により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録をあわせて行うことができるようにするため、神河町においても上位法とあわせて11月5日施行に向け、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第71号議案、神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件につきましての詳細説明をさせていただきます。

町長からも説明がありましたとおり、改正の理由は、社会において旧姓を使用しながら活動をする女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活動推進の観点から、住民票、個人番号カード、印鑑証明書への旧氏の記載を可能とするものです。

まず、新旧対照表第5条、登録拒否の条文にもありますように、登録を受けようとする印鑑は、改正前は氏名、氏、名、通称であったものが、改正後は旧氏も可能となります。

次に第6条、印鑑登録原票及び第13条、印鑑登録の証明については、氏名とあわせて当該旧氏についても登録及び記載がされることとなります。いずれの場合も氏に変更があったものに係る住民票に、旧氏の記載がされている場合に限られます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第71号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第71号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 第72号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第72号議案、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年10月1日から自動車取得税に変わり、自動車税の環境性能割が導入されることとなっており、税の徴収においては当分の間、県が徴収を行い、各市町へ配分することとなっております。自動車税につきましては、従来より減免規定が定められており、このたび導入されます環境性能割につきましても同様の扱いとなりますが、県が徴収を行うことから県下統一の規定とするため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第72号議案の説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんください。附則第15条の3の規定につきましては、平成29年度において改正を行い、令和元年10月1日施行としておりました規定でございます。ただいま町長の提案にもございましたように、自動車税の環境性能割につきましては、当分の間、税の徴収を県が行うことから県下統一の規定とするため、一部改正を行うも

のでございます。第1項につきましては、日赤車両について非課税としている規定になります。また、第2項においては、公益に直接専用する車両の減免とする規定で、それらにかかわらず兵庫県が定める規定によることとする改正といたしております。

以上、72号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第72号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第72号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 第73号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第73号議案、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定により、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価が、令和元年10月1日から変更され、介護予防支援費、いわゆるケアプラン作成料を4,300円から4,310円に引き上げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第73号議案につい

て詳細説明を行います。

先ほど町長が説明しましたとおり、令和元年10月1日から介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価が変更となります。そこで、介護予防支援費、いわゆるケアプラン作成単価が430単位から431単位に変更になることから、新旧対照表5ページ、6ページの表のとおり4,300円から4,310円へと10円引き上げになるものです。なお、このケアプラン作成料については、通常は被保険者本人から支払いを受けるものではなく、国保連合会から町保険者に支払われるものです。また、介護予防支援費と第1号介護予防支援費、それぞれに4,310円がありますが、使われるサービス内容により介護予防給付費から支払われるものと、新しい総合事業から支払われるものがあるためでございます。なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第73号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第73号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 第74号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第74号議案、神河町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）が公布されたことを受け、災害弔

慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに基づき、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由ならび内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第74号議案について詳細説明を行います。

今回の改正は、先ほど町長が説明しましたとおり、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けについて所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表をごらんください。第14条第1項でございます。これまで災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てなければなりませんでしたが、大きな災害により親族等も被災され、保証人を引き受けることができない場合があるため、保証人を立てることができると改正しております。そこで、第14条第2項で、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はこれまでの3%から3%以内に改正し、別紙参考資料として添付をしております施行規則の中で1.5%と明記をさせていただきました。なお、この1.5%の根拠としては、東日本大震災での特例措置の利率が1.5%であったことから同様の利率としております。

次に、第15条第1項については、これまでの償還方法は1年に1回の年賦償還、または半年ごとの半年賦償還のどちらかでありましたが、新たに毎月の支払い、月賦償還を加えることにより利用者の償還方法の選択肢がふえるようになります。なお、この本条例改正の内容につきましては、神崎郡3町で調整を行い、同様の内容で各町とも9月議会で上程をさせていただいております。また、附則第1項においては施行期日を、第2項においては経過措置を規定しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思っております。

通常、このような借用書等もつくる場合、私の過去の記憶では、普通、連帯保証人という表現を使ってきたと思っております。それを今回は保証人という表現がされる中で、第14条の3項では、連帯保証人的な要素も書いてありますので、この辺の私が今理解して、

理解というんか、思ってます連帯保証人と今回の借用書に書く保証人との違いというんですかね、それに何か意図というんか、法的な違いがある中でこのような表現になるか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。特に連帯保証人、保証人、区別をしたということはございません。国の今回の規則改正の中でこのような保証人ということで記載がしてありますので、町としましても同じ文言を使用したということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第74号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第74号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 第75号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第75号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、平成31年3月29日に施行された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第49号）の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業者の連携施設の確保についての規定の追加を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、第75号議案の詳細について御説明申し上げます。

1ページの新旧対照表をごらんください。改正の内容は、主に3点ございます。1点目は、第6条の保育所等との連携についてございまして、第6条に第4項と5項を追加するものでございます。家庭的保育事業所等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業所等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育、または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園等を適切に確保しなければならないとされています。こうした中、全国的に連携施設の要件を全て満たした事業所が半数にも達していないという現状を受けて、さらに緩和措置を拡充したものでございます。第4項では、第6条第1項第3号に掲げる事項、つまり当該保育の提供の終了に際して、引き続き当該連携施設において受け入れ、提供できる連携施設の確保が著しく困難であると町が認めた場合は、連携施設を確保しないことができることとします。また、第5項では、前項の場合において次に掲げるもの、つまり利用定員が20人以上である企業主導型の保育事業に係る施設であって、町が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携施設を行うものとして確保することを条件に、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができるということとします。

2点目ですが、2点目は2ページの第45条第2項、連携施設に関する特例でございまして、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業について、町が適当と認めるものについては卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができることとします。

最後に、3点目は、3ページの附則第3条、連携施設に関する経過措置でございまして、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると町が認める場合は、5年間連携施設を確保しないことができるとされていたものをさらに5年間延長するものでございます。なお、今説明を申し上げました家庭的保育事業所につきましても、神河町を含めまして郡内には該当施設がございません。

以上が改正の内容の詳細でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方どうぞ。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第75号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第75号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 第76号議案から第78号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第76号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第77号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第78号議案、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件の3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第76号議案から第78号議案まで関連がございますので、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、第76号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第77号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第78号議案、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件でございます。

改正の理由は、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴うもので、令和元年5月31日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第17号）、及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（令和元年内閣府令第7号及び第8号）の一部改正を踏まえ、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、第76号議案から第78号議案の詳細について御説明申し上げます。

3議案とも、本年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴う条例の改正でございます。幼児教育・保育の無償化が実施される背景につきましては、20代や30代の若い世代が理想の子供の人数を持たない理由として、子育てや教育にお金がかか

り過ぎるからということが最大の理由と言われており、少子化対策は国の重要課題となっています。そこで、本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる財源を活用し、幼児教育・保育の無償化の実施など子育て世代や子供たちに大胆に投資することで、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度の確立を目指すものであります。

無償化の具体的な内容は、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。ただし、行事の費用、PTA会費、保護者会費などはこれまでどおり保護者負担になります。また、ゼロ歳から2歳までの保育所等を利用する子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。さらに、町の現行制度である第2子半額、第3子以降無償は引き続き実施されます。なお、実施時期は本年10月1日からでございます。幼稚園では、保育料とあわせて午後の預かり保育料が無償化されます。ただし、無償化の対象となるためには、就労の実態があるなど保育の必要性の認定を受ける必要があります。また、給食費につきましては、保育所に通う3歳から5歳児までの主食費、つまり御飯、パン代と副食費、つまりおかず代が保護者負担になります。どちらも従来から保護者負担でございましたが、副食費については、保育料に含まれていたものが独立して表に出てきた形になります。同じく、保育所に通うゼロ歳から2歳児の給食費につきましては、所得の状況により、保育料として保護者負担となる場合と全て無料になる場合がございます。

それでは、詳細について説明をさせていただきます。

まず、第76号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、用語の整理のみとなっております。なお、参考資料として添付させていただいております条例施行規則において、利用者負担額等の改正を行っています。

また、第77号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件では、用語の整理と、幼稚園・保育所等の食事の提供、つまり給食費に要する費用の取り扱いについて改正を行っています。

最後に、第78号議案、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件では、幼稚園預かり保育の保育料の改正を行っています。改正の詳細な内容につきましては、第76号議案の最後に添付しています別添資料、幼児教育・保育の無償化による保護者負担についてにより御説明をさせていただきます。別添資料をごらんください。

まず、資料の中で、1号認定児、2号認定児などと記載しておりますが、1号認定児は、満3歳以上で就学前の保育の必要がない午後帰宅する幼稚園児または認定こども園に通う児童のことをいいます。2号認定児は、満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の保育園または認定こども園に通う児童のことをいい、3号認定児は、満3歳未満で保育の必要性があると認定された保育園または認定こども園に通う児童のことを

いいます。

最初に、表の中で黒く塗り潰されている部分が保護者負担の部分でございまして、右側、白い部分が無償になる部分でございます。また、表の右側に、改正のもとになる条例、規則の名称を明記しております。

まず、幼稚園児についてでございます。現行は、保育料、預かり保育料、給食費、全てが保護者負担となっております。なお、平成28年4月から第2子については半額、第3子以降については無償化が実施されています。改正後は右の図のとおりになりますが、保育料と預かり保育料が無償になり、給食費の副食費と主食費は保護者負担になります。

2段目に移ります。2段目の満3歳以上の保育園児、2号認定児ですが、現行、全て保護者負担になっていたものが、改正後は保育料が全て無償になり、主食費と副食費は保護者負担になります。なお、町民税所得割額が7万7,101円未満の世帯については、副食費が無償になります。

3段目の3号認定児、3歳未満保育園児につきましては、町民税非課税世帯は無償になりますが、それ以外の世帯は保護者負担となります。また、幼稚園と保育所の給食費の保護者負担額を同一にするため、保育所の副食費を幼稚園の副食費の金額と同額にしています。主食費については、保育所が主食費を800円と規定していること、また幼稚園の第3子の給食費を保育所の主食費である800円に合わせていたことにより、幼稚園の主食費も800円として、幼稚園、保育所を同額にしました。

次に、右の表でございます。別表1として、幼稚園の預かり保育料についての改正でございまして、上の表が現行で、下の表のとおり改正を予定しています。最初に少し説明申し上げましたが、このたびの無償化により、幼稚園の預かり保育料も無償化の対象となりますが、その対象となるのは、下の、この表の米印に記載しています新2号・3号児のみとなります。新2号、3号児とは、就労等により自宅で保育することができず、午後の預かり保育を利用する児童が対象になります。つまり、自宅で保育が可能な児童については無償化から除外し、記載しています金額を保護者負担していただくことになります。なお、周知期間が必要ですので、経過措置として実施については半年後の令和2年4月とさせていただきます。したがって、就労証明等の提出がない場合は記載の金額が保護者負担となり、現行実施している第2子半額、第3子無償も半年後に終了をさせていただきます。自宅で保育が可能な世帯につきましては、できる限り自宅で親子の触れ合いを大切に育てていただきたいと思います。

また、新2号・3号の児童につきましては、改正後の預かり保育料は記載の金額となりますが、表の右側に実質無償と記載していますとおり、預かり保育料もこのたびの無償化の対象となっているため保護者の負担はございません。改定している金額については、国や町で負担することとなります。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

3 議案に対する質疑に入ります。整理の都合上、第 7 6 号議案について質疑を受けません。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、第 7 7 号議案についての質疑を受けません。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、7 8 号議案について受けません。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 一括で受けません。ございませんか。

小寺議員。

○議員（4 番 小寺 俊輔君） 4 番、小寺です。済みません、教えていただきたいんですけども、今回、国の制度の変更でいろいろ無償化とかかされてると思うんですけど、この中でどの部分が国による無償化の部分で、どこが町の独自の部分。町の独自の部分が、一体町負担がどれぐらい増額になるのかっていうのを教えていただければ。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 少しお待ちください、済みません。

教育課、藤原でございます。国の基準といいますのは、一番最初に申し上げましたように、幼稚園、保育所に通う 1 号認定児、2 号認定児とも、保育料については全て無償になります。3 歳未満の 3 号認定児については、町民税非課税世帯が無償になるというところで、保育料の部分については国の制度そのまま活用をしております。ただ、平成 2 8 年 4 月から実施しています第 2 子半額、第 3 子以降無料の考え方につきましては、町独自の施策を平成 2 8 年からやっておりますので、その部分については町が引き続き負担しているということですが、今回、全て無償になったということですので、1 号認定児、2 号認定児の保育料につきましては、全て国のとおりということになります。町の独自施策というところの部分につきましては、ここの 1 号認定児、表でいきましたらおやつ代ということですが、最初に保育所と幼稚園の保護者の負担額をできるだけ同一にしたいというところの観点から、保育所につきましてはおやつ代が保育料に含まれていると。幼稚園につきましてはおやつ代を別途徴収していたということですので、幼稚園の預かり保育料 1 日 1 回 5 0 円を徴収させていただいたんですけども、その分については町の独自の施策ということで負担をさせていただこうと考えております。

また、保育所の副食費についてでございます。幼稚園の副食費が表の一番の上、現在第 1 子 3, 5 3 0 円、第 2 子 1, 7 6 5 円、第 3 子以降 8 0 0 円としております。今回、保育所の副食費が保育料から外に出まして実費徴収されるということになりまして、主食費については幼稚園も 8 0 0 円、保育所も 8 0 0 円ということで同じ金額であるということになります。保育所の副食費につきましては、それぞれの保育所で規定することになっておりますが、国の基準額が 4, 5 0 0 円という規定がございますので、2

つの保育所とも相談させていただいて、4,500円を補償するという形で話をさせていただいて、今度、保護者負担を同一にするということでございますので、第1子については幼稚園の2,730円を保育所の保護者負担も同一にするために2,730円にするということでございまして、その4,500円から第1子についての2,730円を差し引いた額については、保育所が負担していただくこととなりますので、その部分を町が独自に補助金として保育所に交付させていただくといった内容でございますので、この副食費の差額についても町独自の施策ということになります。あと、3号認定児につきましては、町民税非課税世帯ということで同じになっております。

もう1点でございます。保育所の副食費につきましては、済みません、幼稚園と保育所の無償の所得階層が違います。国の基準では、幼稚園の1号認定につきましては第4階層、町民税所得課税額が7万7,100円未満のものについては無償ということになっているんですけども、保育所については5万7,700円未満の児童が無償とするということで差がございましたので、神河町については所得制限、また年齢制限を取っ払っているというところがございますので、この部分についても幼稚園に合わせて、2号認定児についても町民税の課税額が7万7,100円未満の世帯も無償化の対象とするといったところでございます。

あと、町の持ち出し額というところがございます。このたびの補正予算により計上させていただいておりますが、おやつ代につきましては1回50円というところがございます。あと半年分というところで実績の人数で試算をしまして、おやつ代としては31万1,000円ということになります。あと、先ほど申しました副食費の差額ということでございますが、副食費の差額につきましては第1子が3,530円から800円になるということでございますので、その差額、実績で28人、第2子が実績で25人いるということでございますので、計算をいたしましたら合計、済みません、第1子につきましては、済みません、ちょっと訂正させていただきます。第1子が27人で、先ほど申しました差額1,770円、第2子が24人というところで、合計で122万8,000円を補正予算で計上させていただいているというところがございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島でございます。ちょっといろいろ文章読んでんですけど、教えていただきたいと思っております。

表の中で3歳未満、あるいは3歳以上という表現が出てきますけども、これの実施基準日はその子供の誕生日になるんでしょうかということを確認です。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。年齢につきましては、満の年齢に達した年の属する年度の3月31日までの年齢でいきますので、

例えば今3歳に、きょう誕生日であれば3月31日までは2歳児ということになります。翌年の3月31日の年齢をもって今の年齢という形になります。ですので、幼稚園で申しあげましたら、4歳と5歳で、年少さんが4歳で年長さんが5歳で幼稚園行くわけですが、年少さんは4歳児、年長さんは5歳児ということで、年長さんについては年度途中で6歳になるわけですが、年長さんは5歳児という考え方でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。子供の無償化ということで、保育料であるとか幼稚園、保育料の無償化の話はようわかったんですけども、ちょっと角度変えますけども、ファミリーサポートセンターの事業ですね、これについて。ファミリーサポートセンターというのは知っておられない方もおられると思うので少し言うと、利用料1時間700円または800円で、例えば保育園児を1時間だけ送り迎えするのに家のもんがないからということでサービス提供者を募って、サービス提供者が、じゃあ私が送りましょうかと、これが簡単に言うたらファミリーサポートセンター事業なんですけども、これにつきまして、これも利用料1時間700円または800円なんですけども、これについても無償化というようなことはないんでしょうかね、お願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 済みません、先ほど御質問ありましたファミリーサポート事業の無償化についてということでございますが、基本的には町内にあります幼稚園、私立の保育所につきましては、認定、認可を受けた保育所ということになります。先ほどの議案第75号でもあったんですけども、郡内には家庭的保育事業といった事業所がないといったところなんですけども、この部分につきまして家庭的保育を実施される場合は認可を受ける必要があるというところで実施がされますが、ファミリーサポート事業で無償化の対象になる場合については、保育の必要性の認定を受けられた場合は無償化の対象になるということでございます。ですので、ふだんは保育所に、例えば行かれてて、行かれれば当然、保育の必要性の認定が受けられるという方なんですけども、おうちで保育所に預けられてない方がファミリーサポート事業を活用しようと思えば、もし活用された場合はお金がかかります。ただ、保育の必要性の認定が受けられた場合は無償化の対象になるということで、実質的には難しいかなとは思いますが、保育の必要性の認定を受けられれば、当然保育所とかに入園されるということになると思うんですけども、この制度につきましては待機児童、満員になって保育所が利用できないで、保育の認定を受けてファミリーサポート事業を活用しようといった場合については無償化の対象になるかと思っております。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 保育の認定を受けていないといかんという話は承ったん

ですけども、じゃあ例えば寺前保育所に通っているお子さんがおって、そこへたまたまきょうは送り迎えの家のもんがないからファミリーサポートセンター事業を使おうかというケースもあると思うんです。じゃあ、そのときにファミサポは要綱でもっとんで、僕は要綱改正の必要があるんじゃないかなと思うんですけど、それ、どうですか。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。吉岡議員御指摘のとおり、少しそのあたり、もう一度精査する必要があるのではないかと思いますので、早急に確認させていただきます。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。第76号議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第76号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

続いて、第77号議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第77号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

続いて、第78号議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第78号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第15 第79号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第79号議案、公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第79号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、平成28年4月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が可決され、令和元年10月から消費税が8%から10%に増税することとされました。これに伴い、本条例の室料差額に係る使用料及び診断書等の手数料について改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、第79号議案の詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側が改正前、左側が改正後でございます。まず、別表第1の室料差額のところをごらんください。いわゆる、各病棟におけます個室料でございます。改正前の神河町民、北館個室6,480円を改正後は6,600円に、中館個室5,400円を5,500円に、神河町民以外の者、北館個室7,560円を7,700円に、中館個室6,480円を6,600円に改正するものでございます。

次に、別表第2におきまして、診断書及び診断証明書交付に係る手数料でございます。まず、改正前の普通診断書及び普通証明書2,160円を改正後は2,200円に、死亡診断書3,240円を3,300円に、死体検案書4,320円を4,400円に、警察用診断書及び創傷診断書2,160円を2,200円に、自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書5,400円を5,500円に、特殊診断書及び特殊証明書4,320円を4,400円に改正するものでございます。なお、附則の第2項におきまして、経過措置について規定いたしております。新条例の施行日前に交付の求めがあった診断書、証明書等の手数料につきましては、改正前の規定による手数料を徴収するというものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第79号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第79号議案は、原案のとおり

可決されました。

日程第16 第80号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第80号議案、神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第80号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件でございます。令和元年6月14日締結以降に変更要件が発生したため、当初契約の金額1億4,608万円に4,415万1,800円を追加し、1億9,023万1,800円に変更するものでございます。

主な変更内容のうち一番大きな部分は、構造物撤去工の中の残土等の処分工で、残土処分地を峰山高原スキー場に変更し、コース整備に使用することとし、残土の運搬経費を増額するものでございます。

そのほか、整地土工で調整池部分の掘削を掘削土砂から一部岩盤などの硬岩掘削に変更、また土砂の場内運搬の追加を行うほか、仮設工で進入道路部分及び関電柱の移設等で支障となる立木の伐採作業等による経費を増額するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

神河町貸工場用地造成工事工事変更概要をごらんをいただきたく思います。

まず、一番上の整地工の中の整地土工でございますが、請負金額によります請負率を掛けた直接工事費が、右端の欄に記載をしております464万6,000円の増額でございます。この理由といたしまして、まず1つ目でございますが、調整池部分の掘削を土砂掘削から一部を硬岩の掘削に変更するものでございます。調整池につきましては、地質調査によりまして一部が凝灰岩であることは確認をしておりましたけれども、比較的にもろく、バックホーで掘れる程度で影響のないものというふうに考えております。このたび、再度現地を確認する中で、現場付近の福山川の川底が比較的硬質な岩盤に覆われていることなどの状況から再検討をし、地質調査で確認をされました岩盤が掘削に影響が出る可能性が高いという判断をいたしまして、掘削の工法を一部1,300立米分を硬

岩掘削に変更いたすものでございます。

次に、残土が大量に発生をいたしますが、盛り土に流用しない残土を直接運搬車両に積み込みながら近くの山林で処分するため、整地作業等をバックホーによる掘削重機で対応することを考えておりました。しかしながら、これも工程の打ち合わせの中で、直接搬出をする、しないにかかわらず、土砂等を敷地内で移動させる工程が必要となってくることから、このたびブルドーザーによる押土1万5,900立米分の経費を追加するものでございます。また、掘削土量につきましては、2万8,000立米を予定しておりましたが、設計しておりました起点の位置に約20メートルの誤差が判明をいたしました。再度、土量の計算をいたしましたところ、1,300立米の掘削土量の変更減となっておりますのでございます。

次に、構造物撤去工でございますが、残土等処分につきまして直接工事費で1,749万9,000円を増額するものでございます。当初、造成地付近への残土処分を予定しておりましたが、峰山高原スキー場内のコース整備に土が必要となっていることから、残土処分地を峰山高原スキー場に変更し、運搬に係る経費を増額するものでございます。スキー場整備に係る土の購入経費等、造成工事現場の土を搬入する経費、また処分場として経費が最も安い多可町の処分場へ運搬経費を比較をし協議をした結果、当造成工事現場からの運搬費用が最も安くなりましたので、経費的なことも踏まえ峰山高原スキー場に処分先を変更するものでございます。

最後に、仮設工でございますが、立木伐採、伐根工及び鹿柵撤去工につきまして、直接工事費で458万5,000円を増額するものでございます。立木の伐採及び伐根作業、鹿柵の撤去につきましては、当初は準備工により実施を予定しておりましたが、特に進入道路における伐採エリアに大きな立木が予想以上に多くありましたので、準備工での対応が難しくなりました。また、関電柱につきましても造成工事に支障がないものと考えておりましたが、支線の状況や造成に一部かかるものもございましたので、移設が必要となり伐採が必要となってきたものでございます。

これらの増減によりまして、直接工事費で2,673万円の増額となり、諸経費を合わせた工事価格が4,013万8,000円となります。消費税10%を加え、総額で4,415万1,800円の増額となるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納です。4,415万1,800円、一つの大きな工事の入札ができるぐらいの追加ね、これは私がいつも言うとりますとおり、ちょっと内容が余りにもわからな過ぎて、ちょっとお尋ねをいたします。

ブルドーザーで、1番ね、整地土工、これが1万5,900立米を追加すると、これは

最初はどういうふうにご考慮しておられたのか。それと、硬質の岩盤が出てきたと。こういうものは役場に、こういうところにはこういうもの、こういう岩盤が強いとか弱いとか、詳しいはないやろうけども、大体のあれはわかると思うんですけどね、地下がどないなってるかというぐらいわね、下のほうじゃないですよ、工事するときに参考になるような。

それと2番目に、スキー場へ持っていく運搬費だけで1,700万円の増。このスキー場に持っていく土代、それは無償で提供ということであらうのか。

3番目が、全く新しく電柱撤去とか進入路部分が立ち木の、何や、よう調べたら木が太い、何でこんなもん最初から調べるの。発注する、要するに入札する前に。そこの辺が疑問ですわ。ですから、そういう意味で、もう一つ大きな、これ、諸経費1,340万、1,300万、この諸経費の内訳ね。

もう一つ、これは工事価格というのは、合計4,000万、追加したやつ、直工と諸経費の合計。それと、この消費税10%というのは、契約時にはまだ、10月からということなんで、これは8パーにならんのですか、というのがちょっとようわからんのですけど、契約時点の消費税とかいう絡みにはならないのか、これはちょっと教えていただきたいんですわ。全体で4,415万1,800円。5,000万以上は議会の議決を経るんやな、5,000万以上やったな。もうすっごい随契みたいな感じで、向こうの言いなりやみたいな感じで私はいっつも受けてしもうて申しわけないんやけど、今尋ねた分で、詳細は後ほど下さい。この工事に幾ら、この工事に幾ら幾ら幾ら、諸経費も、諸経費1,340万円。え、これ、どれの諸経費やいうて、わからんので、もっと詳しいやつを下さい、後でいいです。とりあえず、その面について、まだあれで出てくるでしょうけど、産建で出てくるんでしょうけども。これは余りにも大きいんで全体でまた要するには思いますがけれども、ちょっと大きくなり過ぎて内容が全然わからないので、課長、お願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。まずは1点、非常に大きな、4,400万といったような大きな変更になってございますけれども、メインは峰山高原スキー場への残土の搬出というところがございます。

この部分につきましても、内部でも議論をいたしたところでございますけれども、過疎債という非常に有利な財源がある中で、この貸し工場整備の中で処分をしていくといったようなところでの最終的な判断をしたということについては、御理解をいただけたらと思うところでございます。

それから、ブルの関係につきましては、一番最初は、先ほども少し御説明をさせていただきましたけれども、トラックに、ダンプに直接残土を入れていく、そして場外搬出をしていくという部分がございましたので、そういった工程が不要ではないかといったような部分で抜けておったというところがございます。

それから、硬岩の部分への変更につきましては、役場の中で大体そういった状況が把

握できておるんではないかといったところも御指摘をいただいておりますけれども、なかなか土の中の状況というところで、見えない部分でございますので、改めて現場周辺を確認する中で、福山川の状況等を見て、やはり土質調査と兼ね合わせて見たときに、やはり硬岩という部分が、特にこの部分は調整池のところで発生をするという部分でございます。全体ではなくって、調整池の掘削が少し下のほうまで入りますので、その部分で非常に可能性が高いという判断をしたというところでございます。

それから、立木等の関係につきましては、当初は非常に、現場もっと十分に確認しておけばといったような御指摘の部分は当然でございますけれども、そういった大巨木といえますか、立木に支障がそんなにないのかなといったような判断をしてしまっていたという部分でございます。

あと、諸経費につきましては、これは一つにまとめておりますけれども、現場管理費でありますとか、通常の諸経費部分が決まった部分がございますので、そういったものを積み上げた部分ということになっております。このあたりについては、後日でございますけれども、詳細については御提示をさせていただきたく思います。

それぞれの工程の額等も必要ということであれば、現在大体把握しておりますので申し上げますけれども。（発言する者あり）よろしいですか。

以上でございます。（発言する者あり）あ、ごめんなさい。

○議長（安部 重助君） 児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。消費税の件につきましては、契約期間が4月1日以降であっても完成後引き渡しの時点での日時での消費税ということになりますので、2月1日以降の引き渡しとなるということから10%が適用されるということでございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納です。もう一つ、忘れとったんですが、この鹿柵の撤去、要するに鹿が入ってくるから鹿柵しとるわけであって、撤去したら、要するにもとに戻す工事、必要やわね、周りの人に迷惑かけるんやから。この分は一切入っていないの。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。この部分につきましては、復旧については経費の中には入っておりません。地元との協議の中で、そういった部分については現在のところ不必要という形で調整をさせていただいております。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納です。要するに、地元はもう要らないということで、なら、そこにはもう鹿柵はせんでええと。補助いただいてそこらじゅう鹿やイノシシやら困っておられるんやけど、うちらもう要らんよと、その分については、いう

ことを地元がはっきりと言われたという認識でよろしいね。それで、先ほど口頭で申し上げようかと言われましたけど、この部分の詳細なる内訳の金額を全部入れて、後に全員に配ってください。

それと、どうしよう、後で思い出したら、3回したらあかんので、ちょっと歯がゆいところもあるんやけど、そこら辺はちょっと見てませんでしたとかそういうのが多いんやから、私はいつもこう、何や後で追加出てくるのがもう、必要な工事はわかってんのですわ、わかってっても、もっと精査して調べていう意識が低いんちゃうかなと思ってね。最初見るときは何もないんやけど、入札された方はこれより低いあれで失格になられた方が結構おられましたからね、この工事に関しては。高どまりの方がとられたいうような感じもあるけども、それでもまだ足らん、4,400万円、それはすごいなという意識ですわ。必要なかもわからへんけど、ちょっと精査させてください、お願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。中身についての精査については、今後も十分、これからまだ工事を進めていくところでございますので、そういった部分は現場等十分精査をしていきたいというふうに思います。また、資料については御提示させていただくようにします。よろしく申し上げます。（発言する者あり）

鹿柵につきましては、撤去という部分で地元とは調整をさせていただいて、その際に復旧という部分については、地元からのお話の中にはなかったというところがございます。（発言する者あり）

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点、確認というんか教えていただきたいんですが、今回一番大きな増額要因としましては、この残土処分の話なんです。ですので、先ほど課長の説明の中では、残土処分については多可町への運搬なり、それから峰山高原のスキー場に持っていくという、いろいろ比較検討の中で峰山高原のスキー場に変更したということなんです。当初のこの設計の段階で、この残土処分については現地での仮置きという形の中での設計だったのか、多可町への運搬という分の中での見込みだったのか、ちょっとその辺の、この残土処分に係るところの当初の設計内容を1点教えてもらいたいんです。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。残土の当初の設計上では、近接部分への処分という形で設計を組んでおりました。その後、なかなか土地所有者のほうで御理解をいただけなかったという部分にあわせて、このたびこういった形でスキー場の土が必要だといったようなところから、総合的な判断

の中で峰山スキー場のほうで最終処分という形で変更ということにさせていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。残土処分のことでお尋ねしたいんですが、峰山高原スキー場へ変更ということで、このかなりの量なんですけども、たしか地元の説明会の中ではダンプの台数ですとか、そういったことも若干聞いたような気もするんですけども、実際多くのダンプが行き交うことになると思うんですね。福本地内については、神崎・市川線を利用ということでは説明を聞いたようにも思うんですけども、国道のあれですね、貝野橋の東詰めの交差点から、特に私心配するのは、東柏尾の坂田店の交差点、あれを南から来ると想定すると、左折をしていくと。また、帰りは右折車両がたくさん通ると。あそこは通学路になっております。その辺の安全対策、持ち出しに必要なダンプの台数、それと1日の通行量、そして交差点、要衝、特に、先ほど言いました交差点ですとか、寺前の交差点での安全対策というか、その辺のところをどのように考えておられるかということをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。搬出用のダンプの台数につきましては、9,660立米を全て搬出するとすると、1,750台から60台程度という形になってまいります。日当たりについては、まだ現在調整中というところがございますので申し上げることはできませんけれども、ルートとしては現在考えておりますのは、今、議員おっしゃったように神崎・市川線が出てきて、国道を横断をして貝野橋から町道を通って東柏尾の交差点を県道を通って峰山へ上がっていくというルートを想定をいたしておるところでございます。このたび、先立って表土のほうも搬出をしていくわけでございますけれども、表土については国道をずっと猪篠のほうまで上がっていくというところで、そういった部分についても教育課を通して学校のほうにはお知らせをさせていただいておりますので、峰山へ上がっていく部分についても、時期が来れば教育課のほうを通して学校のほうにはお願いをしていくということとあわせて、状況を見ながら、それこそ通学の時間、学校へ登校する時間帯は恐らくダンプは走らないということになると思うんですけども、下校の時間帯にダンプが走るようになる可能性が非常に高うございますので、そのあたりは要衝の状況を見ながら、必要に応じて安全対策については図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

先ほど廣納議員のほうからもいろいろと諸経費等についての資料請求がございました。本日ここでもう質疑を終結する段取りやったんですけども、終結はやめまして、やめましてじゃ申しわけない、しなくて、最終日まで質疑を持ち越しますんで御了解願いたい

と思います。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。先ほど廣納議員が言われた資料に加えて、いわゆる財源内訳の一覧があると思うんです。過疎債も含めた町負担部分、あとは事業者負担分、あれも当然金額が変わってくるわけですから、それもあわせてお願いできればと思います。議長、よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） はい。

ひと・まち・みらい課長、よろしいですか。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） はい。

○議長（安部 重助君） はい、お願いします。

それでは、この件につきましては、本日はこれで置かさせていただきます。

ここで暫時休憩を行います。再開を2時55分といたします。

済みません、ちょっと訂正させていただきます、申しわけございません。

なお、本議案に対する質疑、討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。訂正させていただきます。

ここで休憩いたします。再開を15時といたします。

午後2時40分休憩

午後3時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、日程に入ります。

日程第17 第81号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第81号議案、令和元年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第81号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町一般会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、普通交付税の算定結果により確定した普通交付税、地方特例交付金、臨時財政対策債の補正。平成30年度決算により確定した前年度繰越金の増額。平成30年度の国、県負担金等の実績報告による追加交付金、返還金の補正。一般管理費では、医師修学資金貸与金の1名分の増額。企画費では、貸し工場施設造成工事費及び次期総合戦略の策定委託料の増額。財産管理費では、公共施設維持管理基金積立金の増

額。CATV管理運営費では、無線システム普及支援事業費等補助金の交付決定を受け、公衆無線LANの環境整備を実施するための事業費の増額と、ケーブルテレビネットワーク維持管理基金積立金の増額。保育所費及び幼稚園費では、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の保護者負担軽減のための町負担の増額。地籍調査費では、県委託金の配分内示による歳入、歳出の減額。大河内高原整備費では、スキー場ゲレンデの整地工事費の増額。今回の補正における財源調整として、財政調整基金の繰入金及び積立金の補正等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,018万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,782万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） それでは、詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第81号議案の詳細説明をいたします。

4ページ、第2表、地方債補正をお開きください。1、地方債の変更でございます。

1、臨時財政対策債、これにつきましては、令和元年度の普通交付税の算定によりまして額が確定したことによる補正でございます。154万3,000円増額の、限度額を2億154万3,000円にするものでございます。これによりまして、地方債の限度額の合計額につきましては14億3,134万3,000円にするものでございます。

続きまして、事項別明細書で説明させていただきますので、7ページをお開きください。2、歳入、10款地方特例交付金319万3,000円の減額でございます。これにつきましても、令和元年度の普通交付税の算定により確定したことによる補正でございます。まず1つ目に、住宅借入金特別税額控除減収補填特例交付金ということで、ローン減税の部分でございまして、82万5,000円の増額でございます。

続きまして、自動車税減収補填特例交付金と軽自動車税減収補填特例交付金、これにつきましては、本年10月から実施をされます環境性能割に係る臨時的な軽減措置に係るものでございまして、自動車に係るものは251万7,000円の減額、そして軽自動車に係るものが150万1,000円の減額でございます。

続いて、11款地方交付税1億3,694万5,000円の増額でございます。これによりまして、当初予算額が25億2,000万円でありましたものが、26億5,694万5,000円の交付を受けるものでございます。この内容について、まず需要額でございます。43億4,268万4,000円、基準財政収入額16億8,191万4,000円、それぞれ差し引きをして、交付基準額につきましては26億6,077万円。それから、調整

額ということで382万5,000円を差し引きまして、今回の交付税額の交付額26億5,694万5,000円が算出をされております。当初予算と比較しますと1億3,694万5,000円の増額でございます。これの要因につきましては、当初予算における算定につきましては、平成30年度の算定を基本にしながら県、国からの変更等を勘案して算定を行ってきたわけではございますけれども、算定結果を見る中では合併算定がえによる増額分、これの縮減が7年目に入ります。その部分が当初予算では少し過大に算定をしていたということと、基準財政収入額についても少し収入を過大に算出をしていた、そして基準財政需要額については、平成30年度を基本にある程度増額を見込んでいたわけですが、さらに過小となってきたということで、この基準財政需要額の部分が非常に算定結果では、当初予算の算定を見込んでいたよりも1億程度ふえてきたという中で増額になったというところでございます。特に、基準財政需要額の、先ほど1億程度ふえてきたという中では、個別算定経費という中にそれぞれ費目があります。その中で特にふえてきたのが厚生費というところで、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費というところがそれぞれ自立支援の給付費、あるいは65歳、75歳以上の介護給付費等々の算定が上積みになってきたというところの中で、少し需要額が膨れ上がってきた結果ということで、思わぬ増額の交付額ということになっております。

続いて、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金146万9,000円の増額でございます。これにつきましては、心身障害者福祉費負担金ということで、平成30年度の実績報告に基づき、それぞれ追加交付を受けるものでございます。

続いて、2項国庫補助金、総務費国庫補助金1,185万6,000円でございます。これにつきましては、公衆無線LAN環境整備支援事業補助金ということで、昨年引き続き本年も無線システム普及支援事業費補助金のほうに申請をいたしておりましたところ、このたび交付決定を受け、公共施設における公共無線LANの環境整備を実施するために計上をいたすものでございます。事業費の2分の1でございます。

続きまして、16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金45万2,000円、それと3目衛生費県負担金7万円につきましては、それぞれ平成30年度の実績報告に基づき、これも追加交付を受けるものでございます。

3項県委託金、総務費県委託金4万円の減額でございます。これにつきましては、統計調査費の委託金ということで、県から各市町への委託金の配分通知によりまして、このたび変更をいたすものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。4目農林業費県委託金951万2,000円の減額でございます。これにつきましては、地籍調査事業委託金ということで、県からの配分の確定によりそれぞれ歳入歳出同額を減額をいたすものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、3目環境保全基金繰入金12万円の増額でございます。これにつきましては、大阪湾広域臨海環境整備事業に係るものでございまして、それぞれ廃棄物の埋立処分場の建設に係るものに充当するものでございまして、各市町の

割り当て分を今回計上するに当たり、基金を繰り入れをするものでございます。

続きまして、5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金26万8,000円の減額でございます。これにつきましては、平成30年度決算に基づき減額をいたすものでございます。

6目財政調整基金繰入金1億9,320万7,000円の減額でございます。これにつきましては、普通交付税、前年度繰越金の確定により、歳入増により今回、減額をいたすものでございます。

20款繰越金2億464万6,000円の増額でございます。これにつきましては、平成30年度決算により確定した前年度繰越金の計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入、まず、1節市町村振興交付金52万5,000円の減額でございます。これにつきましては、市町村振興宝くじということで、サマージャンボ宝くじに係るもので、今回交付額が確定したことにより減額をいたすものでございます。

6節給食事業収入21万円の減額。これにつきましては、学校給食に係るもので、ことし10月からの幼児教育・保育料の無償化に伴う住民所得割課税が7万7,100円以下については無償化になるということから、今回それに該当する部分を減額をいたすものでございます。第1子につきましては11人、これが3,530円から800円に、そして第2子が5人、1,760円が800円に、それぞれ単価を引き下げ、収入を無償化にするというものでございます。

続きまして、8節雑入4万1,000円の増額でございます。中山間地域等直接支払交付金過年度分返還金ということでございまして、対象農地の一部が農用地区域から除外、そして農地転用の許可手続がなされたということから、その転用部分に係る交付金について返還が生じたために今回返還を受けるものでございます。

22款町債、これにつきましては、先ほど第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料64万8,000円の増額でございます。これにつきましては、財務書類作成支援業務委託料というところで、当初では自分たちがやれるところは自分たちでやるというところで進めておりましたが、書類の精査をする中で、どうしてもできない部分、あるいは仕分けをするのは困難な部分がございますので、それらを正確に整理をするために少し業者をお願いをしながら、正確を期していくということの中で少し増額を計上いたすものでございます。

続きまして、21節貸付金240万円の増額でございます。医師修学資金貸与金でございまして、1名分の増加でございます。当初におきましては、継続分3名分と新規1名分を計上をいたしておりましたが、このたび2名の新規申請がございましたので、その足らずの1名分を今回補正するものでございます。

続きまして、4目財産管理費、25節積立金でございます。財政調整基金積立金につきましては、この補正の財源調整ということで、超過財源になっている部分を積み立てるといって4,743万7,000円の増額でございます。これによりまして、財政調整基金の平成30年度決算、そして令和元年度の積み立て繰り入れを勘案をしますと、令和元年度の末の見込みにつきましては12億8,962万3,000円の見込みでございます。

続きまして、公共施設維持管理基金積立金でございます。2,540万円の増額。これにつきましては、平成30年度の実質収支の1割相当を積み立てるといってでございますので、その積み立てでございます。この積み立てで公共施設の維持基金の令和元年度末見込みにつきましては、1億1,830万5,000円の見込みでございます。

続いて、企画費でございます。まず、13節委託料545万2,000円でございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略等基礎調査業務委託料ということで、1期の5年間で本年度終了をいたすわけでございますけれども、国においても第2期の地方創生総合戦略を地方に努力義務ということを示されております。そういう中で、県についても新たな総合戦略を立てているという中で、我が町についても現在の部分を総括をしながら新たな戦略を立てていくというための業務委託料として今回計上をいたすものでございます。

続きまして、15節工事請負費3,333万1,000円の増額でございます。これにつきましては、貸し工場施設造成工事請負費ということで、今回貸し工場の造成部分におきまして増額になる部分につきましては、今の予算残と合わせまして予算が不足する部分について補正をいたすものでございます。

7目CATV管理運営費でございます。まず、13節委託料2,371万4,000円でございます。公共無線LAN環境整備委託料ということで、歳入でも申しましたとおり交付決定を受け、今回整備をするものでございまして、今回の公衆無線LANのアクセスポイントにつきましては5カ所を予定をいたしております。まず、越知谷小学校アクティブセンター、神崎小学校、神河中学校、寺前小学校、旧南小田小学校体育館でございます。

続きまして、25節積立金1,500万円の増額でございます。これにつきましては、ケーブルテレビネットワークの維持基金積み立てということで、今後発生するケーブルテレビの施設及び設備の維持管理ということで、資金を積み立てていくということで処理をさせていただいております。それにつきましては、当初1,500万円のIRU貸付金ということを一般財源化をしておりましたけれども、今回普通交付税と繰越金が多額に発生したということの中から、この部分を新たに充当をしながら基金を積み立てていくということで、今回計上をさせていただきました。

続きまして、8目諸費593万4,000円でございます。これにつきましては、平成30年度の実績報告書に基づき、国、県へそれぞれ返還をするものを計上をいたすものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費122万8,000円の増額でございます。これにつきましては、保育所等副食費補助金ということで、先ほどの76号議案の中で説明のありました副食費無償化に係る部分の町負担の増額ということでございます。対象は第1子が27名、第2子が24名、第3子が16名ということで、10月から3月の6カ月分ということでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費47万3,000円の増額でございます。これにつきましては、水道事業会計補助金ということでございまして、高料金対策に係るものが116万3,000円の増額、そして企業債元利償還金の補填につきましては69万円の減額ということで、それぞれ精査する中で、今回補正を上げるものでございます。

3項清掃費、1目ごみ処理費12万円の増額でございます。これにつきましては、先ほど歳入の基金のところでも申し上げましたとおり、大阪湾広域廃棄物処理施設の整備の部分でそれぞれ各市町に割り当てられました部分の金額を補正するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費32万円の増額でございます。これにつきましては、サル監視員の委託料の増額でございまして、監視員の処遇改善を図るために今回増額をいたすものでございます。

続いて、6目地籍調査費951万2,000円の減額でございます。これも先ほど歳入のところに申し上げましたとおり、県からの配分確定によりそれぞれ各項目の増減をいたしておるものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、3目大河内高原整備費253万7,000円の増額でございます。これにつきましては、観光施設（スキー場）整備工事請負費の増額でございまして、ゲレンデの傾斜度の調整を実施するために、運搬をされてきた残土につきましての整地工事費の増額でございます。

9款教育費、4項幼稚園費31万1,000円の増額でございます。これにつきましては、食糧費の増額でございまして、これも保育料の無償化に伴います預かり保育のおやつ代の町費負担ということで、寺前幼稚園16万5,000円、神崎幼稚園14万6,000円の10月から3月の6カ月分の計上でございます。

最後に、10款公債費、1目元金43万7,000円の増額、2目利子500万3,000円の減額でございます。これにつきましては、平成30年度の借り入れの精査、そして利率の決定10年目の利率見直しによる利率の減少などによる補正でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。11ページの大河内高原整備費の253万7,000円の増額で、少し教えてください。

先ほどの議案で貸し工場の土を持って行ってということで1,900万円ほど貸し工場のほうがふえるわけなんですけれども、スキー場の当初予算のほうではもうこの、どうい
うんですかね、このコースの修正部分っていうのは全く見ておられなくて、このたびの
253万7,000円の増額のみで約1万立米弱のコースの改修工事ができるっていう理
解でよろしいんですかね。

○議長（安部 重助君） 小林特命参事。

○地域振興課参事兼商工観光特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。
この敷きならし、要は残土搬入が決まったのが8月ぐらいに決まったということで、当
初からはこの予算は見ておりませんでした。そして、今回、敷きならしということで1
カ所に1万立米を積み上げるわけなんですけれども、その敷きならし、ブルドーザーによ
る敷きならしということで設計をいたしまして、その金額を今回補正をさせていただく
と。ただ、敷きならし、整地というところで予算を計上しております。以上でございま
す。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。済みません、当初予算には、まずCコ
ースの改修工事が867万5,000円が上がってまして、現地でもコースの斜度ですね、
傾斜を改修したいというお話も聞かせていただいてやってたんですけども、そしたらこ
のCコースの改修工事いうのも全く別物なんですかね。斜度の改修っていうのは今回の
その敷きならしの、この250万円でもう完了するという理解でよろしいのか、それと
もまだ今後もし、例えば次の12月議会等でまた補正予算が出てきて、まだその改修工
事費が上がってくるのか、この辺のことを教えていただけますか。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼商工観光特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。
今言われましたCコースについては、Cコースが馬の背状になっているということで、
それにつきましては当初造成を、それはコース改良で上げておりました工事ございま
す。そして、今回につきましては、スキーをスキーヤーの方が滑っておられる中で傾斜
が少ないということで、途中でとまってまうという現象が起きております。それを補整
するために3コース、A、B、Cのコースの合流地点に土を入れていくということで、
工事としては全く別で、今回の補正の金額で終わるということでございます。以上で
ございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。歳出の一番最初に説明を受
けました委託料、財務書類作成支援業務委託料ということで、当初は庁内、中でやろう
としてたけどもそれができないものがあったんでぎょうせいのほうに委託するんだとい
う説明でございました。ただ、開始の貸借対照表であるとか、それからあと固定資産台

帳、減価償却資産台帳のほうができておれば、さほど難しいことはないのではないかというふうに思うんですけども、庁内でできない、対応できない業務っていうのは具体的にどういう業務なんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この部分におきましては、年度年度の資産の計上、そして財務書類の4つの指標をつくる上で費用に分けるところがございます。そういう部分での判断がどうしてもまだ私どもではちょっと判断ができにくいという部分がございます。それに、財政職員については、これにかかりっ放しということではないので、その分もあわせて、当初では何とかできる範囲でということを考えておりましたが、やっぱり確実ないうか、正確なものをつくり上げたいというところの中で、少しそういう部分で整理をする中で、仕分けの部分で資産になるもの、そして費用に入れるもの、そういう部分の整理をお願いをしていくということで、今回少し予算として計上させていただいたところでございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第81号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第18 第82号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第82号議案、令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第82号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、平成30年度決算に伴うもので、歳入では前年度繰越金405万2,000円を、歳出では同額を予備費に計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,699万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第19 第83号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第83号議案、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第83号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に平成30年度決算に伴うもので、歳入では前年度繰越金3,676万5,000円を、歳出では財政調整基金積立金832万5,000円、県支出金返納金2,819万6,000円、国庫支出金返納金24万4,000円の増額を計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,676万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,784万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。歳出のほうで、財政調整基金積み立てが832万5,000円ということでございます。これによって、令和元年度の期末の財政調整基金積立金の見込み額を教えてくださいというように思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。基金につきましては、平成30年度末の基金といたしまして1億8,307万2,934円でございます。そして、この9月補正によりまして832万5,000円追加をいたしました。当初が16万9,000円でしたので合計、令和元年度の基金といたしましては849万4,000円となり

ますので、この金額を積むとすれば基金総額といたしましては1億9,156万6,934円となります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第20 第84号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第84号議案、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第84号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に平成30年度決算に伴うもので、歳入では前年度繰越金195万6,000円を、歳出では同額を後期高齢者医療広域連合納付金の現年度分保険料等負担金に計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,028万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第21 第85号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第85号議案、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第85号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に平成30年度決算に伴うもので、歳入では第1号被保険者保険料393万8,000円の減額、支払基金交付金過年度分382万7,000円の増額、介護給付費県負担金過年度分49万8,000円の増額、前年度繰越金1,573万3,000円の増額を計上いたしております。歳出では介護保険給付費準備基金積立金628万8,000円の増額、国、県負担金等の精算に伴う償還金882万5,000円の増額、予備費100万7,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,612万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,732万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。先ほどの国保の財政調整基金同様、この介護のほうにつきまして、介護給付費準備基金の積立金は期末見込み残高はどのぐらいになりますか。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。30年度の決算で、31年3月31日時点で1億307万円の基金残高でございました。それに今回の補正後の642万6,000円を足しますと1億949万6,000円になる見込みでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第22 第86号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第86号議案、令和元年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第86号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、令和元年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）でございます。当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、平成30年度決算に伴うもので、歳入では前年度繰越金62万9,000円を、歳出では同額を予備費で減額いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,769万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点、教えてもらいたいと思います。

といいますのは、今回の補正予算、大体30年度決算に基づくところの繰越金の補正が主なんですが、ところがこの土地開発事業基金につきましては、この会計だけマイナスの補正、繰越金がマイナス補正になっとるんですが、これは当初予算を編成してから何らかの要因で支出がふえたことによって繰越金の見込みが違ったということなので、と思うんですが、決算書を見ますと、何か予備費を80万ほど充当してるというような状況なので、その内容について教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

予備費の部分が使用しておりますけれども、この部分につきましては、しんこうタウンの分譲地の紹介者報奨金の関係が急遽支払いが必要になったという部分での支出増ということで、繰越額がマイナスとなってきたものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第23 第87号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第87号議案、令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 87号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、平成30年度決算に伴うもので、歳入では前年度繰越金1,064万2,000円を、歳出では同額を予備費に計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,868万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第24 第88号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第88号議案、令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第88号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に平成30年度決算に伴うもので、歳入では前年度繰越金1,702万7,000円を、歳出では積立金1,302万7,000円、公課費200万円、予備費200万円の増額をいたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,702万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,770万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課参事兼防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課参事兼防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、第88号議案の詳細を説明させていただきます。

歳入におきましては、平成30年度決算による繰越金を1,702万7,000円計上しております。歳出においては、繰越金1,702万7,000円のうち200万円を公課費に、200万円を予備費に、残りの1,302万7,000円を産業廃棄物処理事業財政調整基金に積み立てるため積立金を増額しております。公課費につきましては、平成30年度課税期間分の消費税を本年9月末までに支払いをいたしますが、これに加えて、本年度予算において来年の3月末に令和元年度課税期間分の消費税を前払いする必要があります。平成30年度の使用料収入が多かったため、この9月末に支払う消費税の額が多く、来年度の前払い分の予算が不足するため、今回増額をさせていただくものです。また、予備費については、現場の状況による管理上の不測の事態に備えて増額をいたすものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第25 第89号議案

○議長（安部 重助君） 日程第25、第89号議案、令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第89号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、設立後12年を迎える村営ガソリンスタンド、マーケット備品の経年劣化が著しく、特に灯油の配送車及び計量器などの状態が悪く、突然の故障による緊急事態に対応できる資金を確保するため、長谷地区の振興を考える会に対する補助金を計上するもので、長谷地区振興基金審議会での協議を経て補正予算計上するものでございます。歳入では基金繰入金、歳出では負担金、補助及び交付金をそれぞれ499万9,000円増額いたします。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ857万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 26 第 90 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 26、第 90 号議案、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 90 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的収入の予定額で、営業外収益では他会計補助金の一般会計補助金で 4 7 万 3, 0 0 0 円の増額、収益的支出の営業外費用では、支払い利息及び企業債取扱諸費の企業債利息の確定により 1 1 4 万 9, 0 0 0 円の減額、予備費で 1 6 2 万 2, 0 0 0 円の増額。

これらにより、水道事業収益及び費用、それぞれ 4 億 3, 5 1 9 万円といたします。

次に、予算第 8 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 4 7 万 3, 0 0 0 円増額し、7, 6 6 2 万円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

真弓上下水道課長。

○上下水道課長（真弓 俊英君） 上下水道課の真弓でございます。第 90 号議案、令和元年度水道事業会計補正予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

2 ページをごらんください。収益的収入でございます。1 款 2 項 2 目他会計補助金で、高料金対策は繰り出し基準の資本費が変更したことにより 1 1 6 万 3, 0 0 0 円を増額、企業債元利償還金補助は企業債の利率が確定したことにより 6 9 万円の減額。

3 ページは収益的支出でございます。1 款 2 項 1 目の支払い利息及び企業債取扱諸費で、平成 3 0 年度に借り入れた企業債の率が確定したことにより 1 1 4 万 9, 0 0 0 円の減額をいたします。

4 項 1 目の予備費は 1 6 2 万 2, 0 0 0 円の増額。

4 ページはキャッシュフロー計算書でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、あす9月4日午前9時再開いたします。

本日はこれで延会いたします。御苦労さんでした。

午後3時57分延会
